

平成30年度環境配慮契約法基本方針説明会

環境配慮契約法の概要及び 基本方針・解説資料のポイント

環境省大臣官房環境経済課



本日の説明内容

I. 環境配慮契約法の概要

II. 平成30年度における基本方針及び 解説資料の変更内容

III. 基本方針及び解説資料のポイント (既存の内容について、問い合わせの多い箇所や実務 に当たっての留意点を中心に)

平成30年夏の豪雨と猛暑

○ 地球温暖化に伴い**豪雨や猛暑日の発生頻度は増加**。世界中で観測された顕著な降水や高温の増加傾向は**長期的な地球温暖化の傾向と関係 (WMO)**

平成30年7月豪雨

多くの地点で観測史上1位の降水量を記録

この豪雨期間(7月上旬)の全国の降水量は、**過去の豪雨災害と比べても極めて大きなもの**であった。6月28日～7月8日の総降水量が四国地方で1800ミリ、東海地方で1200ミリを超えるところがあり、**7月の月降水量平年値の2～4倍の大雨**となった地点もあった。

<要因>

- ・東シナ海付近からと、太平洋高気圧を回り込む水蒸気がともに多量で、これらが合流した**西日本付近で極めて多量の水蒸気が集中**
- ・**梅雨前線による上昇流が例年に比べ強かつ長時間持続**
- ・一部では**線状降水帯**による大雨もあった

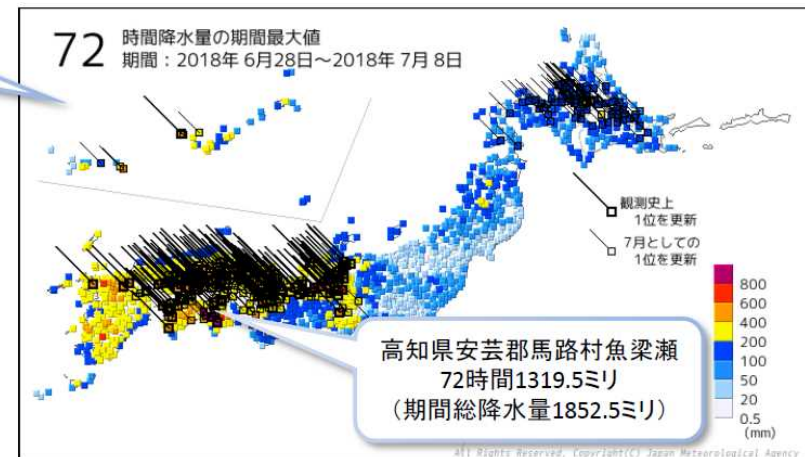


図 72時間降水量の期間最大値の分布図 出典：気象庁

平成30年夏の猛暑

7月の東日本の月平均気温は1946年の統計開始以来**過去最高**。7月23日には、**埼玉県熊谷市で国内の観測史上最高となる41.1℃を記録し、東京都青梅市では、東京都で初めて40℃超えを記録した**。

<要因>

- ・太平洋高気圧と上層の子ベット高気圧がともに日本付近に張り出し続け、**日本上空で2つの高気圧が重なった**
- ・**暖かい空気に覆られるとともに、強い下降気流や強い日射に伴い高温が持続**

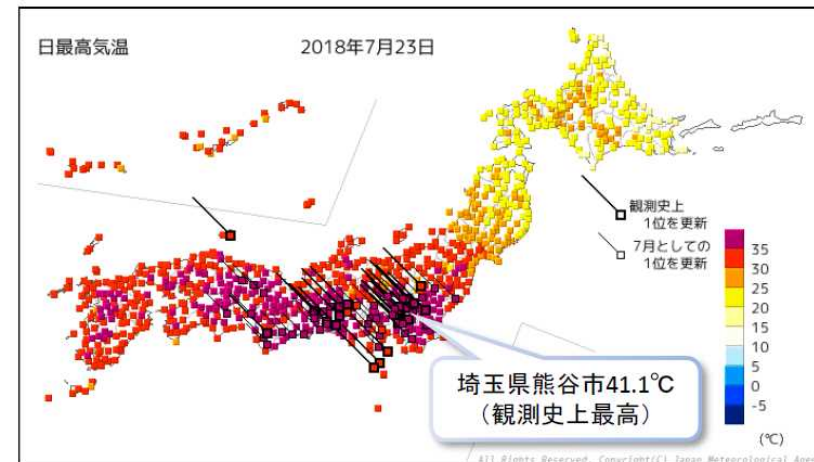


図 7月23日の全国の最高気温 出典：気象庁

過去に観測された指標のトレンド

- 気候システムの**温暖化は疑う余地がない**。過去数十年～数千年で前例無
- 大気と海洋は温暖化、雪氷の量は減少、海面水位は上昇

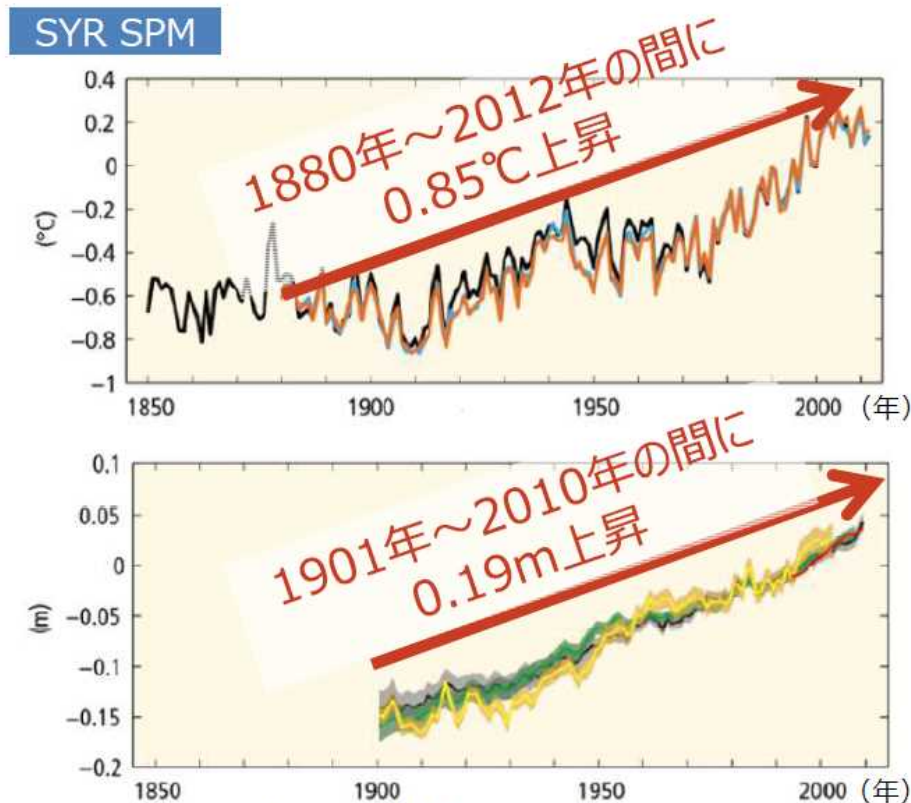


図.陸域と海上を合わせた世界平均地上気温偏差 (上)
世界年平均海面水位の変化 (下)
※基準はどちらも1986-2005年の平均

(出所) 図, IPCC AR5 SYR SPM Fig. SPM.1(a),(b)

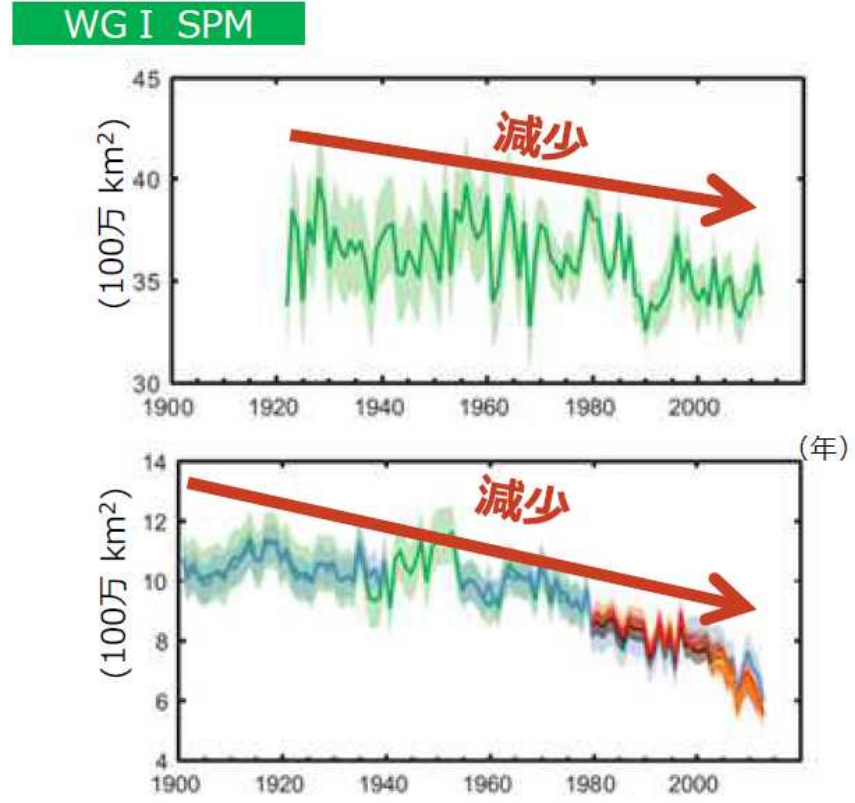
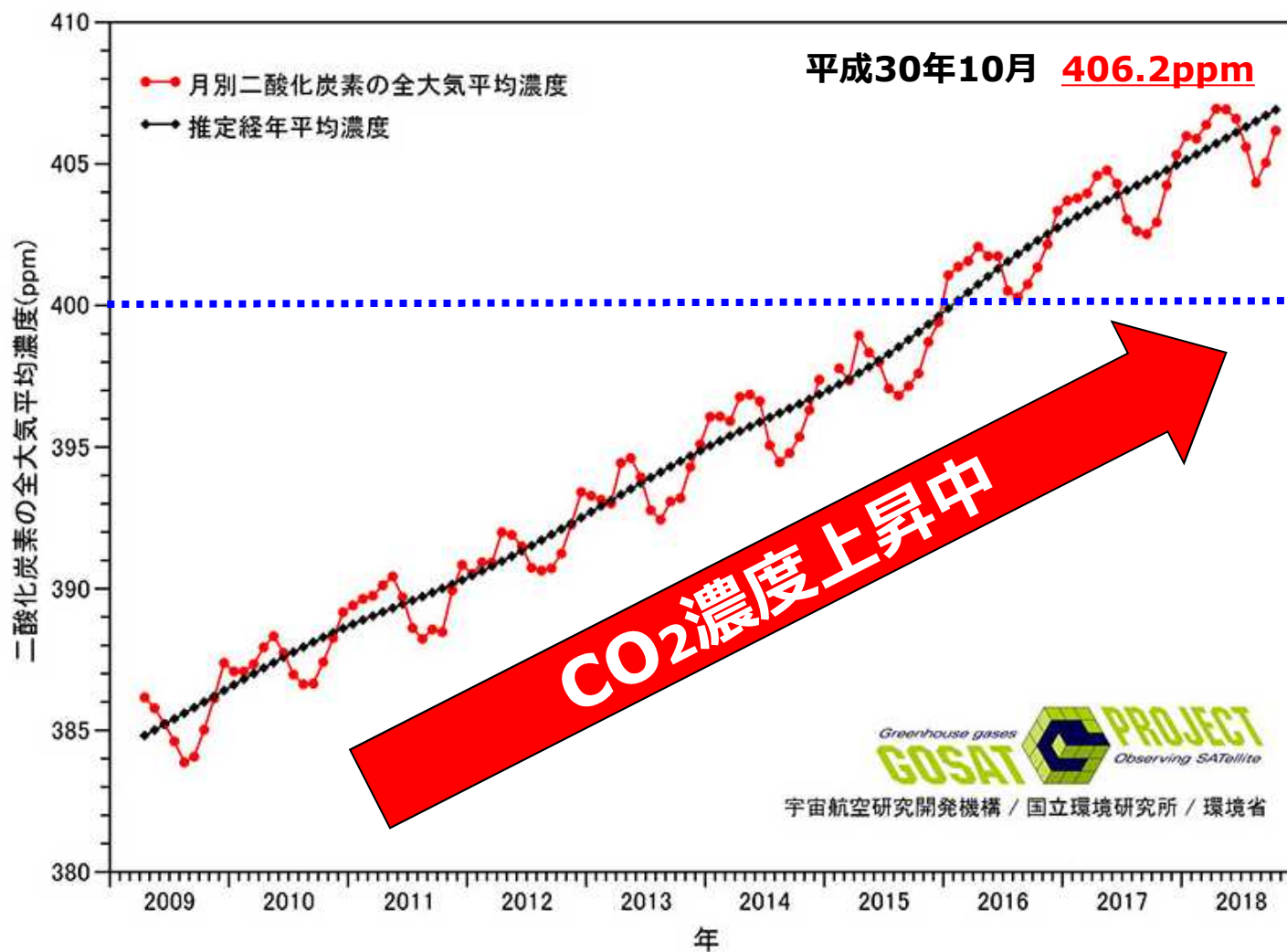


図.北半球積雪面積の変化 (春季) (上) (年)
北極域海氷面積の変化 (夏季) (下)

※図中の記号・文書 (赤色) は原図に追加したもの
(出所) 図, IPCC AR5 WG I SPM Fig. SPM.3(a),(b)

全球大気平均CO₂濃度

- 地球全体の月平均CO₂濃度は季節変動をしながら年々上昇中
- 平成27（2015）年12月に400ppmを超過（直近2.3ppm/年の増加）



パリ協定の発効・実施指針の採択

【パリ協定】 2015年12月12日採択・2016年11月4日発効

- ➔ 世界共通の長期削減目標（Long-term Temperature Goal）として2°C未満への抑制のみならず1.5°Cまでへの抑制に向けた努力の継続に言及【第2条1】
- ➔ 今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡を達成するため、世界の排出ピークを可能な限り早期に迎え、最新の科学に基づき削減【第4条1】
- ➔ 全ての締約国は、パリ協定の目的を達成するため、
 - ① 削減目標の策定・国内措置の遂行、5年ごとの目標提出【第4条2及び9】
 - ② 取組状況の定期報告・レビュー【第13条7及び11】
 - ③ 世界全体としての実施状況の検討を5年ごと実施【第14条】等

国連気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）において2020年以降のパリ協定の本格運用に向けて実施指針を採択

地球温暖化対策計画及び政府実行計画

- 2030年度26%削減（2013年度比）の達成と長期的な目標に向けた**総合計画としての「地球温暖化対策計画」**及び政府として率先して取り組むべき**先導的な対策を盛り込んだ「政府実行計画」**の策定（平成28年5月13日閣議決定）

地球温暖化対策計画

【地球温暖化対策の目指す方向】

- 我が国の約束草案で示す**2030年度26%削減**目標の確実な達成
- 長期的目標である**2050年80%削減**を見据えた戦略的取組の実施
- **世界全体**の温室効果ガス排出削減への**最大限の貢献**

【地球温暖化対策の基本的考え方】

環境・経済・社会
の統合的向上

約束草案の対策の
着実な実行

パリ協定への対応

研究開発の強化と
世界への貢献

全ての主体の参加
透明性の確保

計画の
不断の見直し

【主な対策・施策】

徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入

電力業界全体の取組の実効性の確保（自主的枠組みと政策的対応）

国民運動の推進（危機意識の浸透、「COOL CHOICE」の推進等）

政府実行計画

【目標】

- **2030年度**の排出量を政府全体で**40%削減**
- 中間目標として**2020年度に10%削減**

【主な対策・施策】

大規模庁舎から順次、省エネルギー診断の実施、診断結果に基づく運用改善及び対策導入

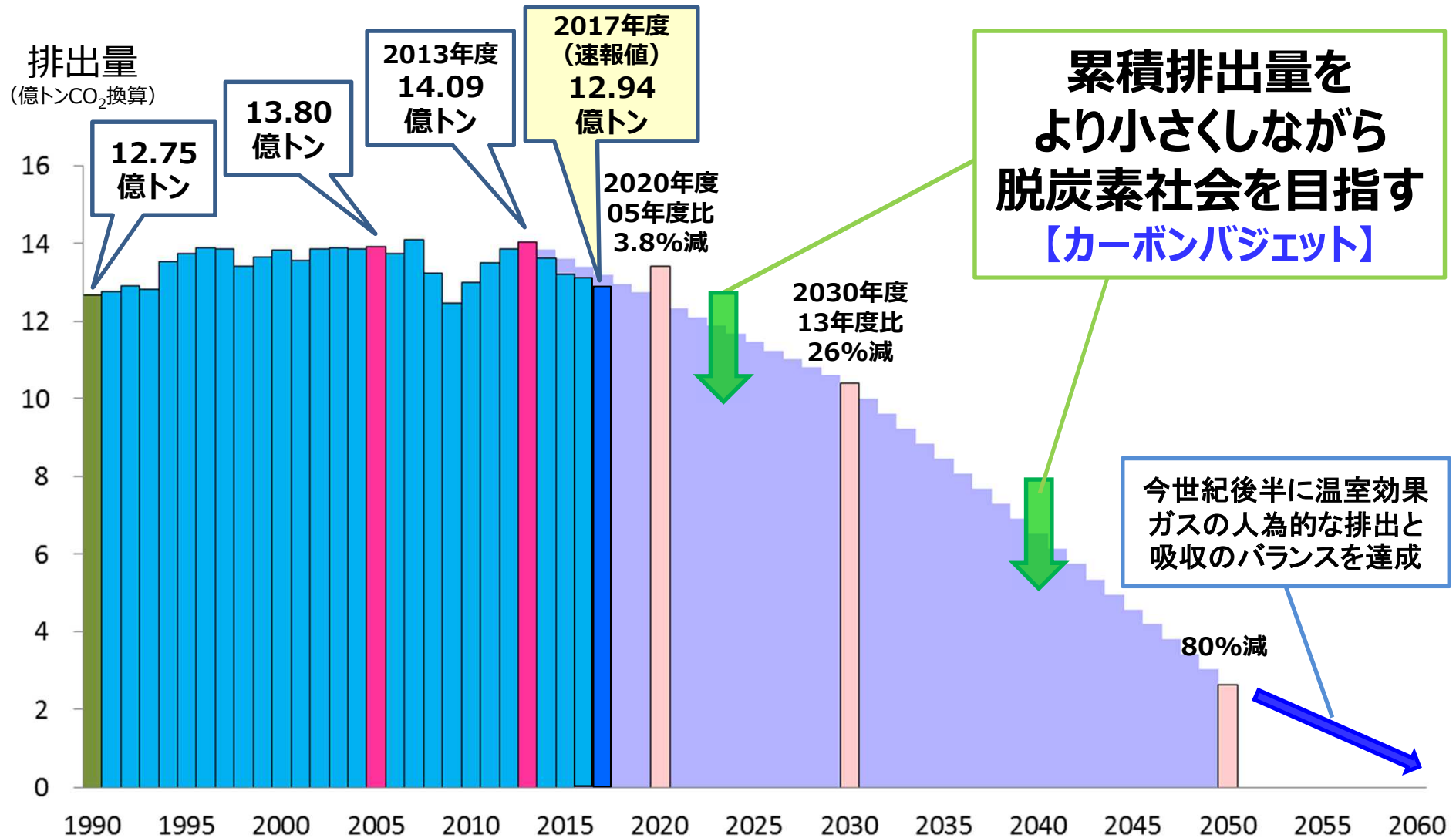
大規模な庁舎を中心に、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）の導入等によりエネルギー消費の見える化及び最適化

LED照明、次世代自動車の率先導入

太陽光発電の導入に係る整備計画の策定等、太陽熱、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの計画的な有効利用

環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者を選択

我が国の温室効果ガス排出量の推移と目標



I . 環境配慮契約法の概要

環境配慮契約法（平成19年法律第56号）：
国等における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の推進に関する法律
（平成19年5月23日公布、11月22日施行）

環境配慮契約法の概要① (p.203-206)

ねらい

基本方針関連資料
の該当頁

国や地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ場合に、

- **一定の競争性を確保しつつ、**
- **価格に加えて環境性能を含めて評価して、**
- **最善の環境性能を有する製品・サービスを供給する者を契約相手とする**

仕組みを制度的につくる



- **国等による環境負荷（温室効果ガス等の排出）の削減**
- **環境負荷の少ない持続可能な社会の構築**

環境配慮契約法の概要② (p.203-206)

国及び独立行政法人等

責務 (法第3条)

- 省エネ努力（エネルギーの合理的かつ適切な使用等）
 - ➔ 消費者（需要家）の取組による使用量の削減
- 環境配慮契約の推進
 - ➔ 供給サイドへの働きかけ

「基本方針」の策定（法第5条）
環境配慮契約の推進に関する基本的事項等

- ◇ 電気の供給を受ける契約
- ◇ 自動車の購入・賃貸借に係る契約
- ◇ 船舶の調達に係る契約
- ◇ 省エネ改修（ESCO）に係る契約
- ◇ 庁舎等の建築物の設計に係る契約
- ◇ 庁舎等の建築物の維持管理に係る契約
- ◇ 産業廃棄物の処理に係る契約

各省各庁の長等及び独立行政法人等の長は、

- ➔ 基本方針に従い、環境配慮契約の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない（法第6条）
- ➔ 環境配慮契約の締結実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知（法第8条）

環境大臣が
各大臣等に
必要な要請
(法第9条)

国及び独立行政法人等【法による義務付け対象】

国：各府省庁（地方支分部局を含む）、
国会、各裁判所等

独立行政法人等（法第2条第3項）：

◇独立行政法人、特殊法人

▶独立行政法人・特殊法人のうち、資本金または運営費について国の関与が深い法人であって、政令で定めるもの

◇国立大学法人、大学共同利用機関法人、
日本司法支援センター

▶それぞれの設立根拠法令において、独立行政法人とみなす規定を置き、国の機関と同様の義務を課している

（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第2条第3項の法人を定める政令）

地方公共団体等

- 責務 (法第4条)**
- 省エネ努力 (エネルギーの合理的かつ適切な使用等)
 - ➡ 消費者 (需要家) の取組による使用量の削減
 - 環境配慮契約の推進 (供給面)
 - ➡ 供給サイドへの働きかけ

環境配慮契約の推進 (法第11条)

- **環境配慮契約の推進に関する方針の作成 (第1項)**
 - ➡ 契約方針は、グリーン購入法に基づく年度ごとの調達方針や基本方針に含めることが可能 (かつ合理的)
- 契約方針には、環境配慮契約の種類について定める (第2項)
 - ➡ 法律上で記載が求められる事項は、取り組む**契約の種類**のみ (電力・自動車・船舶・ESCO・建築・産業廃棄物等)
- 契約方針に基づく必要な措置 (第3項)
- 環境配慮契約の締結実績の概要を取りまとめ、公表 (第4項)

地方公共団体等：**地方公共団体及び地方独立行政法人**

グリーン購入法と環境配慮契約法の比較

| 項目 | グリーン購入法 | 環境配慮契約法 |
|---------|---|---|
| 性格 | 製品・サービスの環境性能を規律 | 契約類型ごとに総合評価落札方式、プロポーザル方式など推奨する入札・契約方式等を規定 |
| 趣旨 | 一定水準の環境性能を満たす製品・サービスの調達 | 価格等を含め総合的に評価して最善の環境性能を有する物品・サービスの調達 |
| 対象品目・契約 | 紙類、文具類、オフィス家具等、画像機器等、電子計算機等、自動車等、設備、災害備蓄用品、公共工事、役務など 21分野276品目 （平成31年2月） | 電力の購入、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、ESCO事業、建築物の設計、建築物の維持管理及び産業廃棄物処理の 7つの契約類型 |
| 対象機関 | <ul style="list-style-type: none"> 各府省庁、独立行政法人、国立大学法人等が義務対象機関 地方公共団体等は各々で基本方針を作成 | 同左 |
| 内容など | <ul style="list-style-type: none"> 環境物品等の判断の基準等を閣議決定 対象機関が調達方針を作成し、環境物品等を調達 対象機関が調達実績を公表 | <ul style="list-style-type: none"> 契約類型の基本的事項等を閣議決定 基本方針に従い、環境配慮契約を実施 対象機関が契約実績を公表 |

Ⅱ．平成30年度における基本方針 及び解説資料の変更内容

平成31年2月の基本方針等の変更の概要

建築物の維持管理に係る契約を新たな契約類型に

「**建築物の維持管理に係る契約**」を**7つ目の契約類型**として環境配慮契約法基本方針に位置づけ

裾切り運用に当たり複数の供給区域のグループ化

電気の供給を受ける契約においてCO₂排出係数の区分が概ね同程度の区域であること等を前提に、**裾切り方式の運用に当たって供給区域のグループ化**

FIT由来の非化石証書を再エネ導入状況に追加

電気の供給を受ける契約において**FIT電気由来の非化石証書を再生エネルギー導入状況として評価**

1. 建築物の維持管理に係る契約

基本方針変更の背景

建築物の維持管理における環境配慮の必要性と意義

- 建築物の新築又は大規模改修に係る設計業務は、原則として環境配慮型プロポーザル方式により設計者を選定
- 建築物の**維持管理の運用段階**においても、**省エネ・低炭素化**への取組、**CO₂削減対策**の推進が極めて重要
 - 2017（平成29）年度（速報値）における温室効果ガス総排出量に占める**業務その他部門の割合は17.3%**
 - 日本の約束草案における我が国の**2030年度の業務その他部門**における温室効果ガス排出削減目標は**2013年度比40%削減**
 - 政府実行計画においても温室効果ガス排出量の**2030年度40%削減目標（2013年度比）**が掲げられるとともに、**建築物の省エネルギー対策の徹底**等が求められているところ
- 建築関連から排出されるCO₂は我が国全体の**40%程度**を占めているとの推計もあり、**建築物の運用段階における排出が3分の2程度**



建築物の維持管理において温室効果ガス排出削減対策が必要

「建築物の維持管理に係る契約」を7つ目の契約類型として基本方針に位置づけ、温室効果ガス排出削減対策を推進

建築物の維持管理に係る契約の基本的事項

- ▶ 建築物の維持管理に係る契約を発注する場合は、原則として、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した内容を契約図書に明記するものとする。
- ▶ 建築物の維持管理に係る契約であって、入札に付するもののうち、価格と価格以外の要素を総合的に評価して事業者を選定する場合は、原則として、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む提案を求めるものとする。
- ▶ 具体的な要求仕様及び入札条件については、当該建築物の用途・特性等を踏まえ、調達者において設定するものとする。

建築物の維持管理に係る契約における留意事項

建築物の維持管理に係る契約の実施に向けて環境配慮契約法の基本方針を踏まえ、解説資料に以下の留意事項を記載

- ▶ エネルギー消費量の把握
- ▶ 複数の施設における一括発注
- ▶ 複数年契約による発注
- ▶ データの積極的な活用

建築物の維持管理に係る契約の基本的考え方 (p.145)

- 公共サービス改革法に基づく公共サービス改革基本方針において、国の行政機関等の施設のうち、大規模な施設を中心に庁舎の管理・運營業務が官民競争入札又は民間競争入札の対象業務として選定され、民間競争入札が実施
 - 複数業務を包括し、複数年契約で発注される場合が多い
 - 原則として総合評価落札方式を採用
- 建築物の維持管理業務を発注する場合は、原則として温室効果ガス等の排出削減に配慮した内容を契約図書に明記
- 総合評価落札方式による発注の場合は、原則として温室効果ガス等の排出削減に配慮する内容を含む提案を求める
- 具体的な要求仕様・入札条件は、当該建築物の用途・特性等を踏まえて調達者において設定
- 建築物における温室効果ガス等の排出削減に当たっての留意点
 - 過度な省エネ・省CO₂により健康をそこなうことがないよう、建築物環境衛生管理基準を遵守

対象とする業務範囲 (p.146)

【一般的な建築物の維持管理に係る業務】


建築物自体の維持管理、導入設備機器等の維持管理、環境衛生管理、清掃、廃棄物処理、警備、受付、電話交換等

上記のうち、施設に導入された設備・機器等の適切な運転保守管理、運用改善等により直接的に温室効果ガスの排出削減が期待される以下の業務を想定

1. 電気設備保守管理業務
2. 機械設備保守管理業務
3. エレベーターを中心とした搬送設備保守管理業務

ただし、上記1～3以外の業務であっても、温室効果ガス等の排出の削減に資する維持管理業務として発注者の判断により対象業務として選定することを妨げるものではない。

エネルギー消費量の把握 (p.146)

- 建築物に起因する温室効果ガス等の排出削減のためには、その運用においてエネルギー消費量の把握が極めて重要
- 
- ◆ 温室効果ガス等の排出削減の具体的な成果を求める場合にあっては、エネルギー消費量等の定量的な「指標・ものさし」が必要
 - 当該施設におけるエネルギー種類別の実績把握、総エネルギー消費量（一次エネルギー換算）の実績把握
 - 当該施設における単位面積当たり、入居者数当たり等のエネルギー消費量の算定（ベンチマークに活用可能）

複数の施設における一括発注 (p.147)

- 周辺地域や同一組織・機関等の複数の施設における設備機器等の導入状況等を踏まえた業務の一括発注の検討



【期待される効果】

- ➡ 発注規模を大きくすることによる事業者の当該業務への参入インセンティブの可能性の向上
- ➡ 同種の業務を複数まとめて発注することによる費用対効果の向上
- ➡ 発注側・受注側双方にとって契約手続等の事務手続等の軽減

複数年契約による発注 (p.147)

【期待される効果】

- ▶ 単年度では把握できない当該施設のデータ・ノウハウの蓄積による一層の運用改善
- ▶ 単年度では困難なPDCAサイクルによる継続的な運用改善
- ▶ 複数年にわたる温室効果ガス等の削減目標等の設定及びその達成状況の進行管理による改善
- ▶ 発注側・受注側双方にとって契約手続等の事務手続等の軽減

データの積極的な活用 (p.148)

- 省エネ診断の実施施設
 - 診断結果に基づき設備・機器等の運用改善を実施
- エネルギー管理システム（BEMS）の導入施設
 - エネルギー消費の可視化、データの分析結果に基づくエネルギー消費の効率化の措置

- エネルギー消費の実態把握（可視化）は必要不可欠
- 当該施設におけるデータの集合体であるBEMSデータは省エネルギー・省CO₂の余地を見つける上で有益
- 複数の施設の基本属性別にデータを収集・整理することは有益
- エネルギー関連データを継続的かつ適切に整理し、活用可能な環境の整備が発注者・受注者双方にとって対策を検討・立案するための第一歩



エネルギー消費量等のデータの蓄積・積極的な活用が重要

契約方式 (p.149)

- **すべての建築物の維持管理に係る契約**において、原則として、**温室効果ガス等の排出の削減に配慮した内容を契約図書に明記**すること
- 入札に付するもののうち、**総合評価落札方式の場合**は、原則として、**温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む提案を求め**ること

- **最低価格落札方式の場合、発注者が省エネルギー・省CO₂に係る成果を求めるためには、例えば下記の観点から、事業者が適切な業務遂行能力を有することを入札参加要件※として設定・事前に確認**
 - 事業者の業務実績・実施体制
 - 業務の従事予定者の省エネルギー・省CO₂に係る専門スキル
 - 適切なエネルギー関連データの把握・分析等
- ※ 入札参加要件に設定に当たっては、競争性の確保に関する考慮が必要
- **総合評価落札方式の場合、事業者の業務実績・実施体制や専門性に関する評価項目を設定・評価**

※グリーン購入法に基づく基本方針における「庁舎管理」に係る判断の基準は、すべての契約において満たすこと

【参考】入札参加要件に係る具体的な内容例

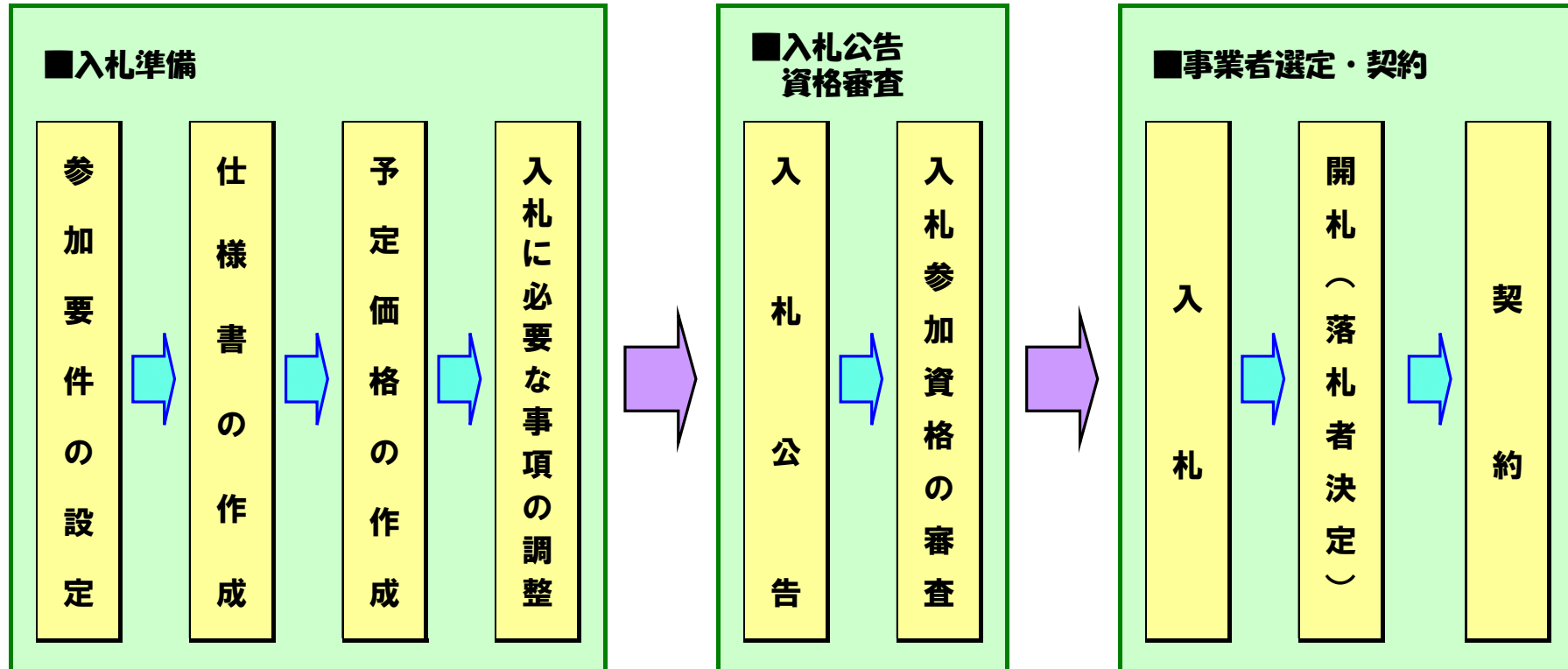
| 入札参加要件 | 具体的な内容（例） |
|---------------------------|---|
| 事業者の業務実績及び実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 同種・類似業務（同等の用途・機能等の施設、同様の導入設備・機器等）の実績 ○ 配置予定責任者・配置予定従事者の員数、同種・類似業務の経験・実績 ○ 業務の遂行状況のチェック・点検の方法及び体制 ○ 契約図書で求められる成果のチェック・点検の方法及び体制 ○ 緊急時の対応及び体制 |
| 専門技術者の配置 （高い専門性を求める場合） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 予定専門技術者の経歴・保有資格・業務経験等 ➔ 例えばグリーン購入法の「省エネルギー診断」に係る判断の基準において必要とされる技術資格を有する者若しくはこれと同等と認められる技能を有する者など、業務内容に応じて適切に設定 <div style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【省エネルギー診断に係る判断の基準において必要とされる技術資格】 一級建築士、一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、 一級管工事施工管理技士、技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）、 エネルギー管理士、建築設備士、電気主任技術者</p> </div> |
| エネルギー管理・評価ツールの使用 | <ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギー管理・評価ツール等の使用の有無及び当該ツールの仕様 |

【参考】総合評価落札方式の具体的な評価項目例

| 評価項目 | 具体的な内容（例） |
|------------------------------------|--|
| 実績体制 事業者の業務実績及び実施体制 専門技術者の配置 | 前スライドの「入札参加資格に係る具体的な内容例」参照 |
| 施設の設定備機器等の運用による温室効果ガス等の排出削減対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設における設備機器等に対応した制御、設定値の調整について ○ 施設の用途・利用形態等の特性を踏まえた対策について ○ 施設の地域特性を踏まえた対策について |
| 上記以外の温室効果ガス等の排出削減対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該機関又は当該施設における温室効果ガス等の排出削減目標を踏まえた対策について ○ 施設利用者（入居者、来庁者等）に対する温室効果ガス等排出削減に係る対策について ○ PDCAサイクル（マネジメントシステム）を活用した温室効果ガス等排出削減の継続的改善について（複数年契約等） ○ 施設のエネルギー管理に必要なデータの収集・活用について ○ （蓄積された）エネルギーデータの活用による運用改善について ○ 【省エネルギー診断を実施している場合】 ○ 診断結果に基づく設備機器等の運用改善について ○ 【BEMSを導入している場合】 ○ BEMSデータの分析及び効率化の措置について |

建築物の維持管理に係る契約【契約方法等】

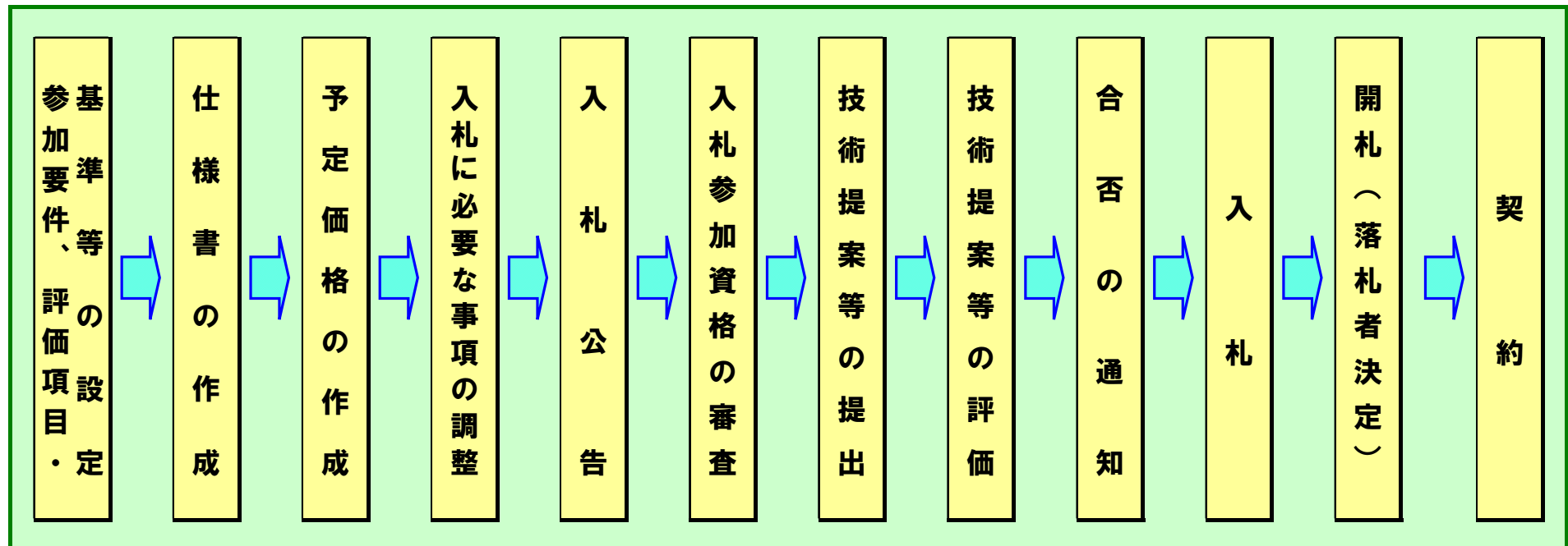
最低価格落札方式の標準的な手続 (p.152)



- 入札準備の段階の「参加資格の設定」は期待する省エネルギー・省CO₂に係る成果を事業者に求めるための適切な業務遂行能力を有することを確認できるように設定
- 入札準備の段階の「仕様書の作成」はグリーン購入法に基づく基本方針に規定されている基準に加え、事業者を求める内容を検討・作成
- 入札公告・資格審査の段階の「入札参加資格の審査」は入札参加資格を設定した場合に実施（審査書類に基づき審査）

建築物の維持管理に係る契約【契約方法等】

総合評価落札方式の標準的な手続 (p.153)



- 入札公告から技術提案等の提出までには、技術提案を作成するために必要十分な期間を確保
- 必要に応じ、技術提案書等を受領後、提案内容に関するヒアリング等を実施し、提案内容の評価に活用することも想定

【参考】エコチューニング



■ エコチューニング

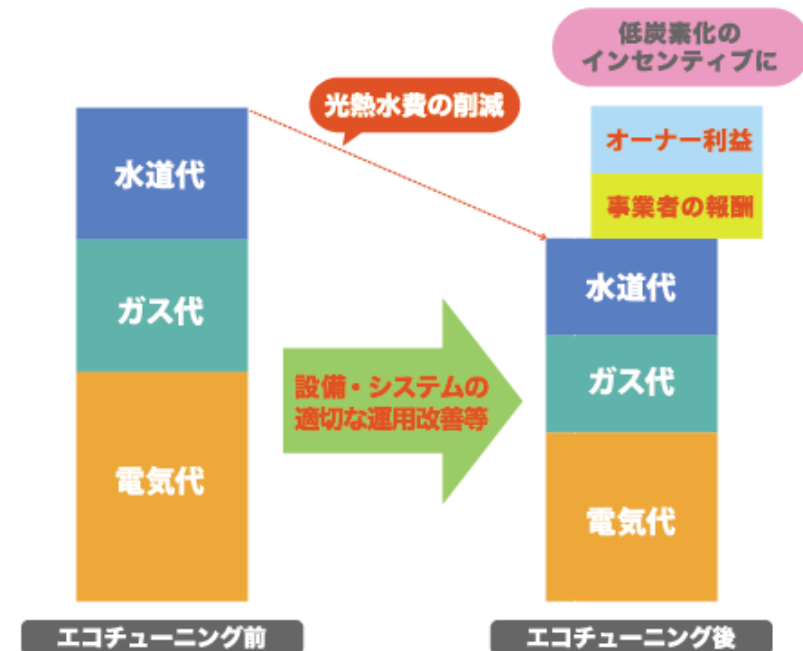
- 「エコチューニング」とは、低炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと

■ 運用改善

- 「エコチューニングにおける運用改善」とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うこと

■ 効果

- エコチューニングでは、初期投資の必要な大型最新設備の導入によることなく、既存設備の適切な運用改善等によって**CO2**や光熱水費の削減を実現



資料：エコチューニング推進センター

2. 電気の供給を受ける契約

裾切りの運用に当たり複数の供給区域のグループ化

- 平成29年度の検討において、平成31年度以降の契約を見据え「全国一律の裾切り基準の設定に向けた議論、複数の一般送配電事業者の区域をグループ化できるような裾切り基準の設定について議論を開始する」こととされた



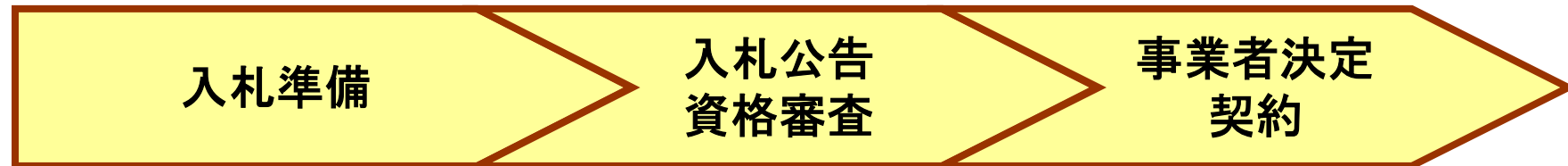
- 裾切り基準の評価項目のCO₂排出係数の区分が概ね同程度であることを当面の間は前提に、下記の項目を参考としてグループ化を実施
 - 供給区域別の入札参加者数
 - 供給区域別の小売電気事業者の参入状況
 - 供給区域別の新電力の販売電力量 等

電気の供給を受ける契約【基本的考え方】(p.17)

- 温室効果ガスの排出の程度を示す係数（**二酸化炭素排出係数**）の**低い**小売電気事業者との契約に努める
- 電源構成等の情報を開示している小売電気事業者の二酸化炭素排出係数、環境負荷低減に関する取組状況により評価する「**裾切り方式**」を採用
- 原則**複数の**小売電気事業者の**参入**が可能な裾切り基準を設定（結果的に一者入札となる場合もある）
 - **裾切り方式**は当該地域において電気の供給が可能な小売電気事業者が**3者以上**存在する場合実施（p.27）
- 当分の間、これまでの供給区域を基本としつつ、必要に応じて**複数区域のグループ化**を図る等**適切な地域**ごとに裾切りを設定
- 事業者間の**競争を不当に阻害しない**ことに配慮
- 裾切り基準は**毎年度見直し**を検討
 - 排出係数等の裾切り項目は年度ごと変動するため毎年度見直しを検討する必要

電気の供給を受ける契約【最低価格落札方式】

契約手続の流れと環境配慮のタイミング



■ 裾切り要件の設定

- 仕様書の作成
- 予定価格の作成
- 入札条件に必要な事項の調整

■ 入札公告 ■ 入札参加資格の審査

- 入札
- 開札
- 契約

電源構成等を開示している小売電気事業者の二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組を評価し、一定の点数以下の入札参加を制限

入札参加資格を定め裾切り

価格競争

電気の供給を受ける契約【裾切り方式】(p.17)

裾切り方式

開示の有無を確認！

電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示しており、前年度の下記の要素に関する実績を点数制で評価し、70点以上の小売電気事業者に入札参加資格を付与

① 二酸化炭素排出係数（70点程度）

② 未利用エネルギーの活用状況（10点程度）

③ 再生可能エネルギーの導入状況（20点程度）

+

④ グリーン電力証書の譲渡予定量（10点程度）

⑤ 省エネルギー・節電に関する情報提供（5点程度）

電源構成及び二酸化炭素排出係数の開示

- 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していることを入札参加資格の付与のための要件
 - ▶ 最新の経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成28年1月制定、平成30年9月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施※していること
 - ※ 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす（脚注9）

再生可能エネルギーの導入状況の評価

平成30年5月より非化石価値取引市場においてオークションが開始されたFIT電源由来の非化石証書については、
「再生可能エネルギーの導入状況」として評価する

再生可能エネルギーの導入状況（％）

$$= \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）【①+②+③+④+⑤】 kWh}}{\text{前年度の供給電力量（需要端） kWh}} \times 100$$

- ① 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））
- ② 前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。）
- ③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）
- ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）

※ ③～⑤は、前年度に小売電気事業者の調整後二酸化炭素排出量の算定に用いたものに限る

電気の供給を受ける契約【区分・配点例】(p.19)

| 要素 | 区分 | 配点 |
|--|---------------------------|--------|
| ① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：t-CO ₂ /kWh） | 0.400 未満 | 70 |
| | 0.400 以上 | 65 |
| | 0.425 未満 | 60 |
| | 0.425 以上 | 55 |
| | 0.450 未満 | 50 |
| | 0.450 以上 | 45 |
| | 0.475 未満 | 40 |
| | 0.475 以上 | 35 |
| | 0.500 未満 | 30 |
| | 0.500 以上 | 25 |
| ② 前年度の未利用エネルギー活用状況 | 0.625 以上 | 20 |
| | 0.675 %以上 | 10 |
| | 0 %超 0.675 %未満 活用していない | 5 0 |
| ③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況 | 5.0 %以上 | 20 |
| | 3.0 %以上 5.0 %未満 | 15 |
| | 1.5 %以上 3.0 %未満 | 10 |
| | 0.0 %超 1.5 %未満 | 5 |
| | 導入していない | 0 |
| ④ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合） | 5.0 % | 10 |
| | 2.5 % | 5 |
| | 活用していない | 0 |
| ⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組 | 取り組んでいる | 5 |
| | 取り組んでいない | 0 |

②で20点、③で10点を得た場合
裾切り基準を①～③で満たすために
必要な排出係数は0.550未満

さらに④で10点、⑤で5点を得た場合
0.625未満の排出係数で参入可能

裾切りの配点例

【参考】一般送配電事業者の供給区域別 小売電気事業者参入状況（1/2）

（平成30年12月現在）

単位：kg-CO₂/kWh

| 供給区域 | 北海道電力 供給区域 | 東北電力 供給区域 | 東京電力 供給区域 | 中部電力 供給区域 | 北陸電力 供給区域 | 関西電力 供給区域 | 中国電力 供給区域 | 四国電力 供給区域 | 九州電力 供給区域 | 調整後 排出係数 |
|---------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 一般送配電事業者 調整後排出係数 | 北海道電力 | 東北電力 | 東京電力* | 中部電力 | 北陸電力 | 関西電力 | 中国電力 | 四国電力 | 九州電力 | |
| 調整後排出係数 | 0.678 | 0.523 | 0.474 | 0.472 | 0.574 | 0.418 | 0.677 | 0.535 | 0.463 | |
| (株)エネット | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.441 |
| (株)F-Power | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.513 |
| 丸紅新電力(株) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.522 |
| JXTGエネルギー(株) | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | 0.509 |
| オリックス(株) | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | 0.595 |
| サミットエナジー(株) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.524 |
| 日本テクノ(株) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.416 |
| (株)エナリス・パワー・マーケティング | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.558 |
| ミツウロコグリーンエネルギー(株) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.556 |
| エネサーブ(株) | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | 0.645 |
| 新日鉄住金エンジニアリング(株) | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | 0.562 |
| イーレックス(株) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.765 |
| 大和ハウス工業(株) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.579 |
| 昭和シェル石油(株) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.476 |
| 王子・伊藤忠エネクス電力販売(株) | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.599 |
| (株)Loop | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.505 |
| (株)ウエスト電力 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.560 |
| シン・エナジー(株) | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.400 |
| (株)シナジアパワー | | | ○ | | | | | | | 0.481 |
| アーバンエナジー(株) | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.458 |
| (株)グローバルエンジニアリング | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.516 |
| 鈴与商事(株) | | | ○ | ○ | | | | | | 0.500 |
| (株)サニックス | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.462 |
| エフビットコミュニケーションズ(株) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.562 |
| (株)ナンワエナジー | | | | | | | | | ○ | 0.465 |
| (株)リミックスポイント | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.542 |
| (株)東急パワーサプライ | | | ○ | | | | | | | 0.549 |
| MCリテールエナジー(株) | | | ○ | ○ | | | | ○ | | 0.565 |
| 日立造船(株) | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.085 |
| 北海道瓦斯(株) | ○ | | | | | | | | | 0.605 |
| (株)アシストワンエナジー | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.558 |
| アンフィニ(株) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.531 |

【参考】一般送配電事業者の供給区域別 小売電気事業者参入状況（2/2）

（平成30年12月現在）

単位：kg-CO₂/kWh

| 供給区域 | 北海道電力供給区域 | 東北電力供給区域 | 東京電力供給区域 | 中部電力供給区域 | 北陸電力供給区域 | 関西電力供給区域 | 中国電力供給区域 | 四国電力供給区域 | 九州電力供給区域 | 調整後排出係数 |
|---------------------------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|
| 一般送配電事業者 | 北海道電力 | 東北電力 | 東京電力* | 中部電力 | 北陸電力 | 関西電力 | 中国電力 | 四国電力 | 九州電力 | |
| 調整後排出係数 | 0.678 | 0.523 | 0.474 | 0.472 | 0.574 | 0.418 | 0.677 | 0.535 | 0.463 | |
| HTBエナジー(株) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.543 |
| (株)イーセル | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | 0.592 |
| (株)サイサン | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | 0.518 |
| 全農エネルギー(株) | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.582 |
| テス・エンジニアリング(株) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.453 |
| (株)みらい電力 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | 0.514 |
| 東京エコサービス(株) | | | ○ | | | | | | | 0.111 |
| 東罐商事(株) | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.521 |
| (株)フソウ・エナジー | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | 0.539 |
| ワタミファーム&エナジー(株) | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | 0.494 |
| 長崎地域電力(株) | | | | | | | | | ○ | 0.571 |
| (株)北九州パワー | | | | | | | | | ○ | 0.255 |
| 日産トレーディング(株) | | | ○ | | | | | | | 0.472 |
| 東京ガス(株) | | | ○ | | | | | | | 0.371 |
| SBパワー(株) | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.559 |
| (株)ジェイコムウエスト | | | | | | ○ | | | | 0.600 |
| (株)ケイ・オブティコム | | | | | | ○ | | | | 0.574 |
| (株)ジェイコムイースト | | ○ | ○ | | | | | | | 0.595 |
| イーレックス・スパーク・マーケティング(株) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.460 |
| イーレックス・スパーク・エリアマーケティング(株) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.459 |
| (株)ミツウロコヴェッセル | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.607 |
| (株)ジェイコム東京 | | | ○ | | | | | | | 0.595 |
| 新エネルギー開発(株) | | | | | | ○ | | | | 0.566 |
| (株)ジェイコムさいたま | | | ○ | | | | | | | 0.595 |
| サーラeエナジー(株) | | | ○ | ○ | | | | | | 0.409 |
| 北海道電力(株) | ○ | | ○ | | | | | | | 0.678 |
| 東京電力エナジーパートナー(株) | | | ○ | ○ | | ○ | | | | 0.474 |
| 北陸電力(株) | | | ○ | | ○ | | | | | 0.574 |

※「東京電力」は東京電力パワーグリッド（送配電事業者）、東京電力エナジーパートナー（小売電気事業者）

注1：調整後排出係数は、環境大臣・経済産業大臣が公表した電気事業者別排出係数による。

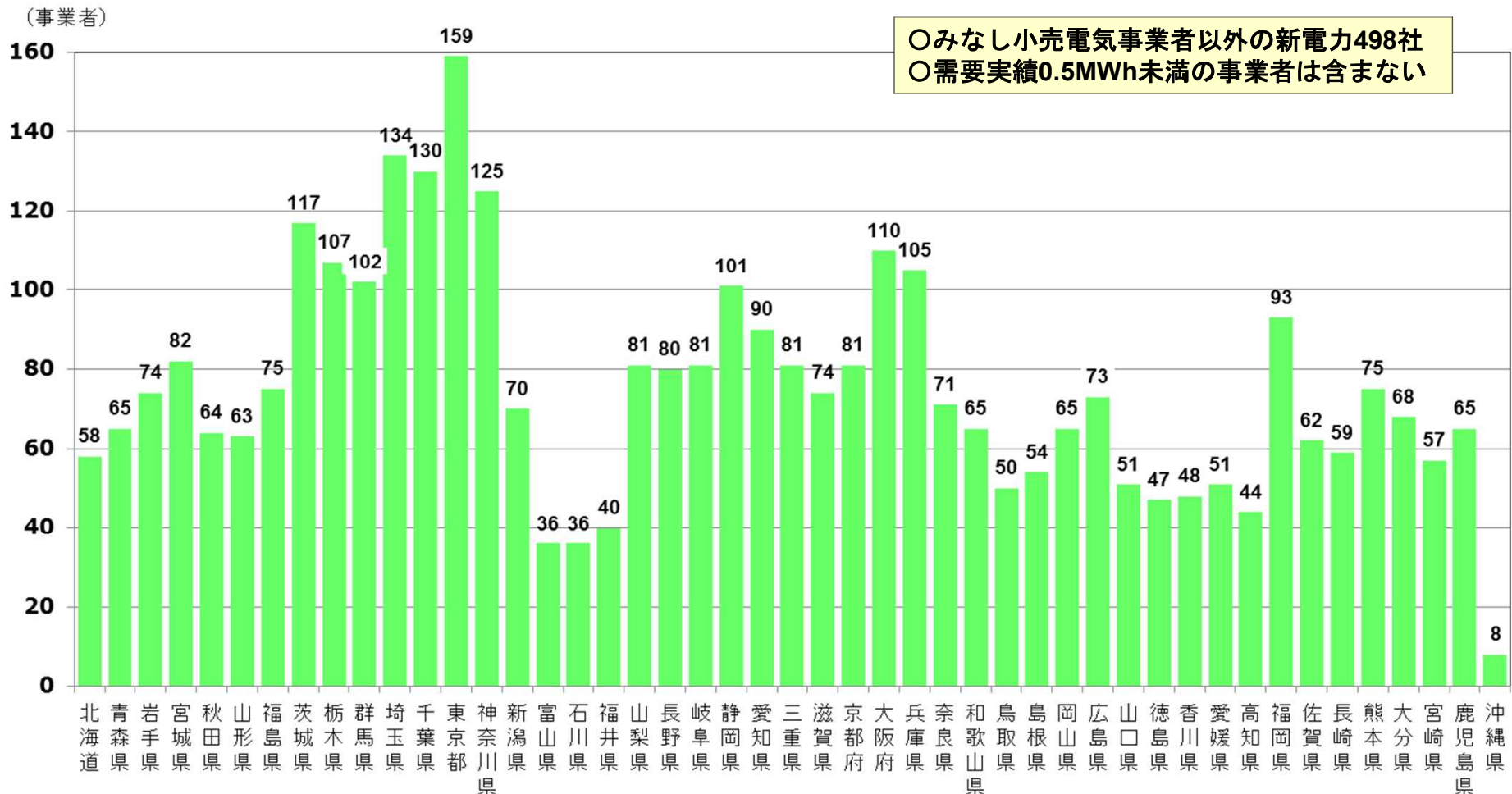
注2：一般送配電事業者の供給区域の「○」印は当該区域への参入を表す。

注3：参入状況に○印がついていても、直ちに当該地域における需要家からの供給の要請に応えられることを保証するものではない。

注4：最新の小売電気事業者の登録状況は[経済産業省資源エネルギー庁のホームページ（登録小売電気事業者一覧）](#)を参照のこと。 41

都道府県別小売電気事業者参入状況【平成30年9月】

○ 新電力498社のうち、需要実績のある事業者は**特別高圧区分が72社、高圧区分が307社、低圧区分が325社、全区分では389社**



電気の供給を受ける契約【グリーン電力証書】

グリーン電力証書の加点項目としての評価 (p.24)

- 裾切り方式にて①～③の3つの評価点が裾切りの基準を下回る事業者に対してのみ、④グリーン電力証書の譲渡を**加点項目として評価**

注 グリーンエネルギーCO₂削減相当量として調整後二酸化炭素排出量の算定に用いたものを除く

【譲渡されたグリーン電力証書の活用】

- グリーン電力証書に記載された電力量はCO₂を排出しない電気を利用したとみなすことができ、調達者の温室効果ガス排出削減量として活用可能

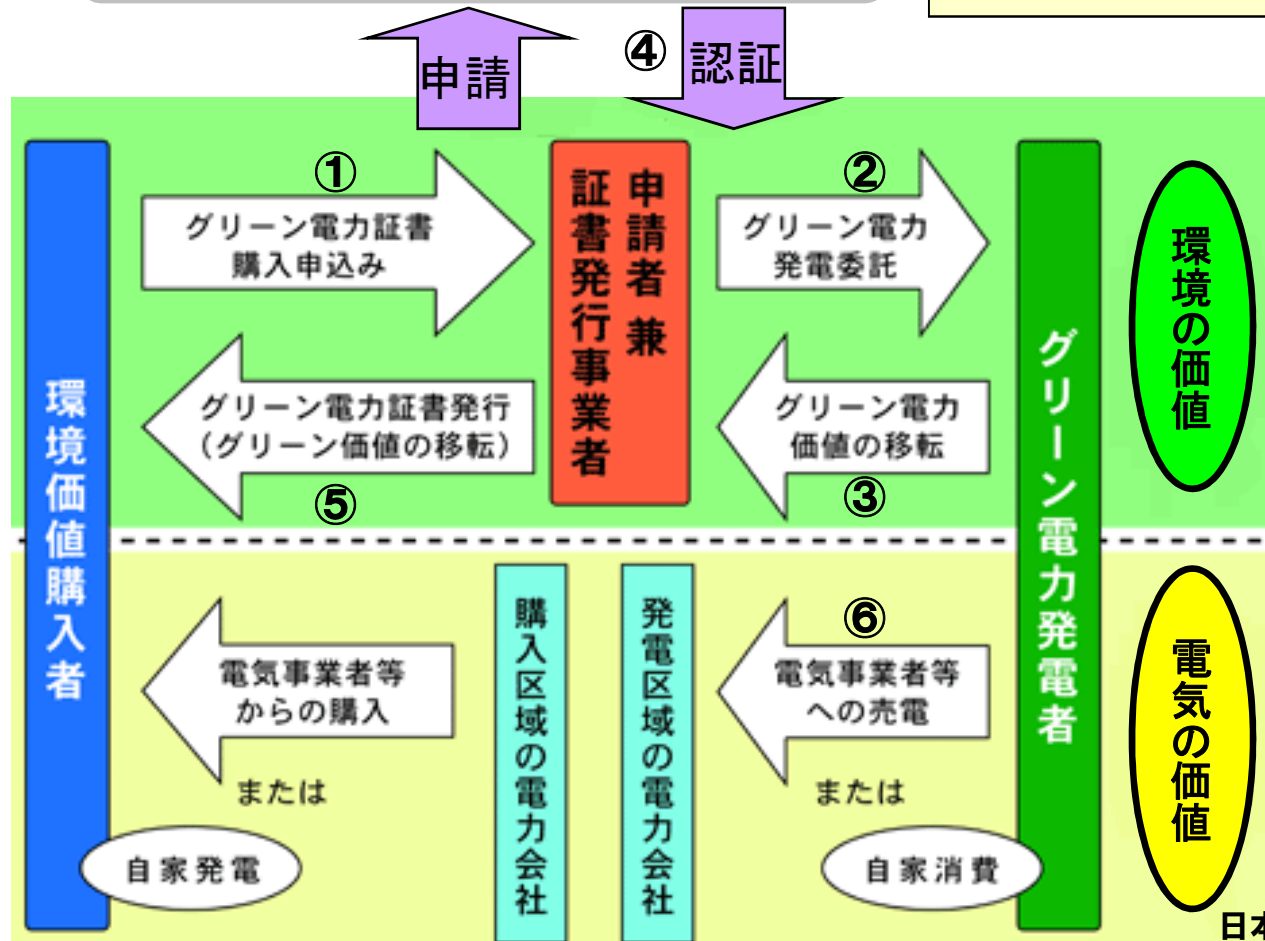


【参考】グリーン電力証書とは

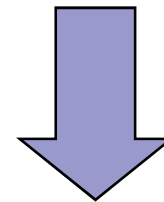


風力、太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギーの「**グリーン電力価値**」を証明したもの

(一財)日本品質保証機構(JQA)



電気のエネルギーとしての価値に加えて・・・
「**グリーン電力価値**」



化石燃料の使用削減
地球温暖化の防止

電気の供給を受ける契約【需要家への情報提供】

需要家への情報提供の評価 (p.26)

- 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組を**加点項目として評価**

【需要家への情報提供の例】

- 電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）
- 需要逼迫時における節電依頼メール
- ホームページにおける使用電力量の推移等の照会サービス
- 設定した使用電力量を超過した場合の通知サービス

※ 本評価項目は入札実施者の適切な判断を前提に、オプション（加点項目）ではなく必須項目に加えることも可能

低圧受電施設等における環境配慮契約①(p.29)

■ 低圧受電施設等における環境配慮契約の運用

(1) 環境配慮契約を実施する場合

- ▶ 「入札に付する場合」は、原則として低圧受電施設等についても環境配慮契約を実施する
 - ▶ 一定の電力調達規模に達しない場合（少額随契の対象等）は、周辺の複数の低圧受電施設等の契約期間の調整を行い、一括発注を検討の上、環境配慮契約の実施に努める
 - 原則として一般送配電事業者の供給区域内の低圧受電施設（従量電灯及び低圧電力）のみをまとめること【**同一地域・同一メニュー**】
 - 複数の施設の契約時期の調整を行い同一契約期間とすること。また、原則として契約期間は1年※とすること【**同一期間**】
 - 電力使用実績及び予定使用電力量を提示すること
- ※ より低炭素な小売電気事業者の参入もあり得るため、契約期間は原則1年とし、毎年度裾切りの見直し・再評価を行うことが適当

低圧受電施設等における環境配慮契約②

■ 低圧受電施設等における環境配慮契約の運用

(2) 入札に付さない場合

- ▶ 随意契約等の「入札に付さない場合」は環境配慮契約の実施は求められていない
 - ▶ 温室効果ガス排出削減の観点から、より二酸化炭素排出係数の低い電力の調達が重要
 - 電力供給可能な小売電気事業者のうち、適切に電源構成等を開示し、二酸化炭素排出係数の低い事業者や再生可能エネルギーの導入割合の高い事業者等を選定して見積を徴する※ことにより、より低炭素な電力の調達を増やす対応が重要
 - 見積を徴する場合は、小売電気事業者の示す料金メニューを活用することも、手続の簡素化等の観点から現実的な対応
- ※ 随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積を徴さなければならないとされている【予算決算及び会計令第99条の6】（脚注23）

新規参入小売電気事業者の評価について

■ 新規参入又は参入予定の小売電気事業者の評価

- ① 適切に電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示※していること

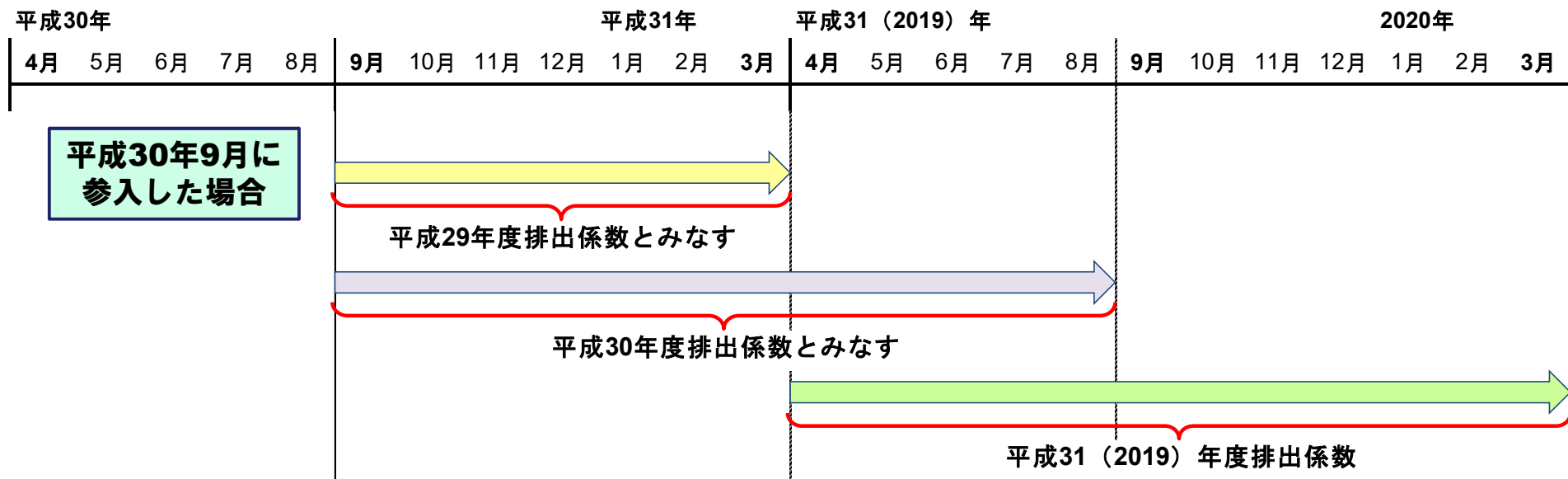
※ 新規参入の小売電気事業者で電源構成の情報を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することで、適切に開示したものとみなす【再掲】

- ② 新規参入（又は参入予定）の小売電気事業者の評価及び参入の可否は、最終的に発注者の判断による。電力の販売実績がある場合は、販売した電力に係る排出係数等の評価項目の提出を求め評価
- ③ 他者から調達した（又は調達予定の）電気については、電源構成等に基づき算定した排出係数等の評価項目の提出を求め評価
- ④ 実績の算定が困難な場合は代替値（平成29年度実績代替値0.512kg-CO₂/kWh）の使用も検討

新規参入者の排出係数の算出について

新規参入の電気事業者の排出係数の算出【平成30年9月参入例】

- 参入月（**平成30年9月**）から平成31年3月までの数値を**平成29（前）年度の排出係数**とみなす。当該排出係数は平成31年7月頃公表
- 参入月から**12ヵ月間**の数値を**平成30年度の排出係数**とみなす。当該排出係数は12月頃公表
- 平成31（2019）年度の排出係数は既参入者の算出方法と同様



Ⅲ . 基本方針・解説資料のポイント

(既存の内容について、問い合わせの多い箇所や実務に当たっての留意点を中心に)

環境配慮契約法基本方針：

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針

(平成19年12月7日閣議決定 平成31年2月8日変更閣議決定)

※基本方針・解説資料の主な部分のみスライドとして抜粋
詳細は、基本方針・解説資料全文を参照

※関連情報を掲載した環境省ホームページも参照

http://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat.html

1. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

自動車の購入等に係る契約【基本的考え方】(p.33)

基本的考え方

- **グリーン購入法の基準**を満足することが前提条件
(特定調達品目に該当する場合)
- **環境性能（燃費）と価格の両面**から評価
(**総合評価落札方式**の採用)
- 要求性能は**行政目的等が達成**できるよう適切に設定
- 具体的要件は**使用状況（走行距離実績など）を勘案**し調達者において設定

自動車の購入等に係る契約【対象となる車種等】

対象となる車種の考え方

(1) 総合評価落札方式の対象車種 (p.33)

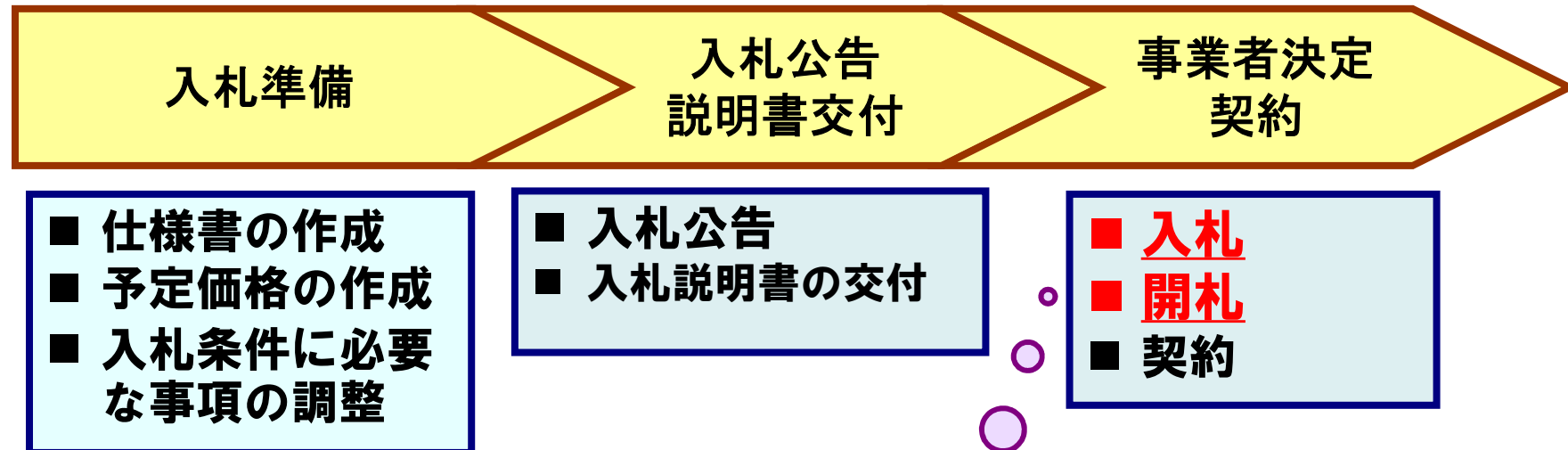
- 何らかの基準により燃費が公表されているもの
- 原則として、動力性能が高いハイブリッド車は、ガソリン車と同一に扱い、排気量は1~2クラス上と同等に扱う

(2) 行政目的に応じた調達 (p.34)

- 環境性能に優れた新たな自動車の普及促進、新技術の実証実験の支援等の行政目的を持つ場合は、目的に対応した条件を設定した調達が可能（例：首長の車をプラグインハイブリッド車指定により調達）
- ガソリン自動車及びディーゼル自動車については、発熱量換算燃費値により、同一の燃料基準に係る車両重量区分として比較可能。ただし、目的・用途等に応じ燃料種ごとの入札条件の設定、調達の実施を妨げない

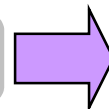
自動車の購入等に係る契約【総合評価落札方式】

契約手続の流れと環境配慮のタイミング



**価格と燃費を総合的に評価し、
もっとも評価値の高い者と契約を行う**

最低限の要求水準で裾切り



価格と燃費で総合的に評価

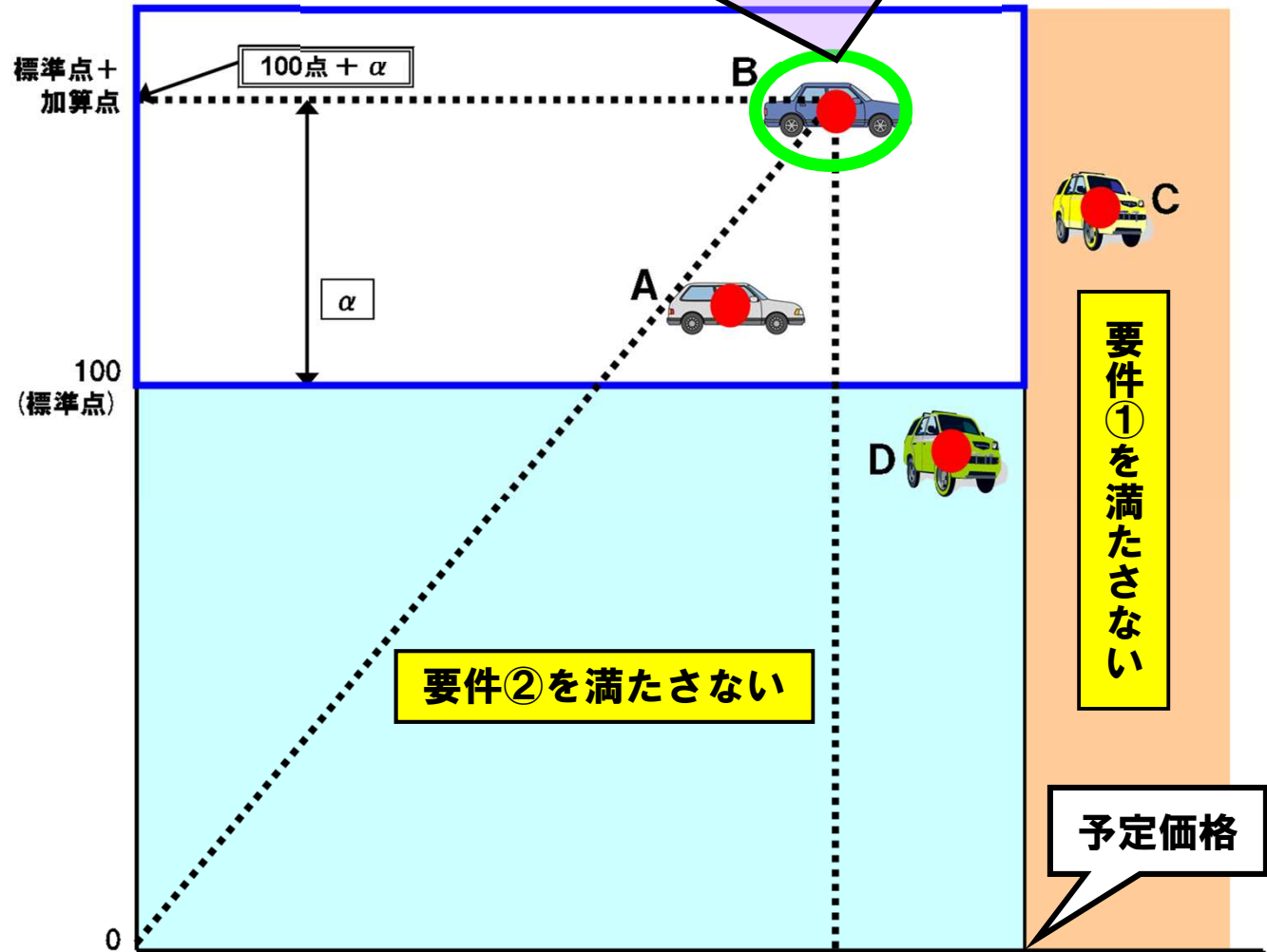
自動車の購入等に係る契約【総合評価落札方式】(p.35)

要求要件

- ① **入札価格が予定価格の範囲内**であること
- ② 評価項目に関する**最低限の基準**を満たしていること

- ◇自動車に求める仕様を満足
- ◇グリーン購入法の判断の基準を満足

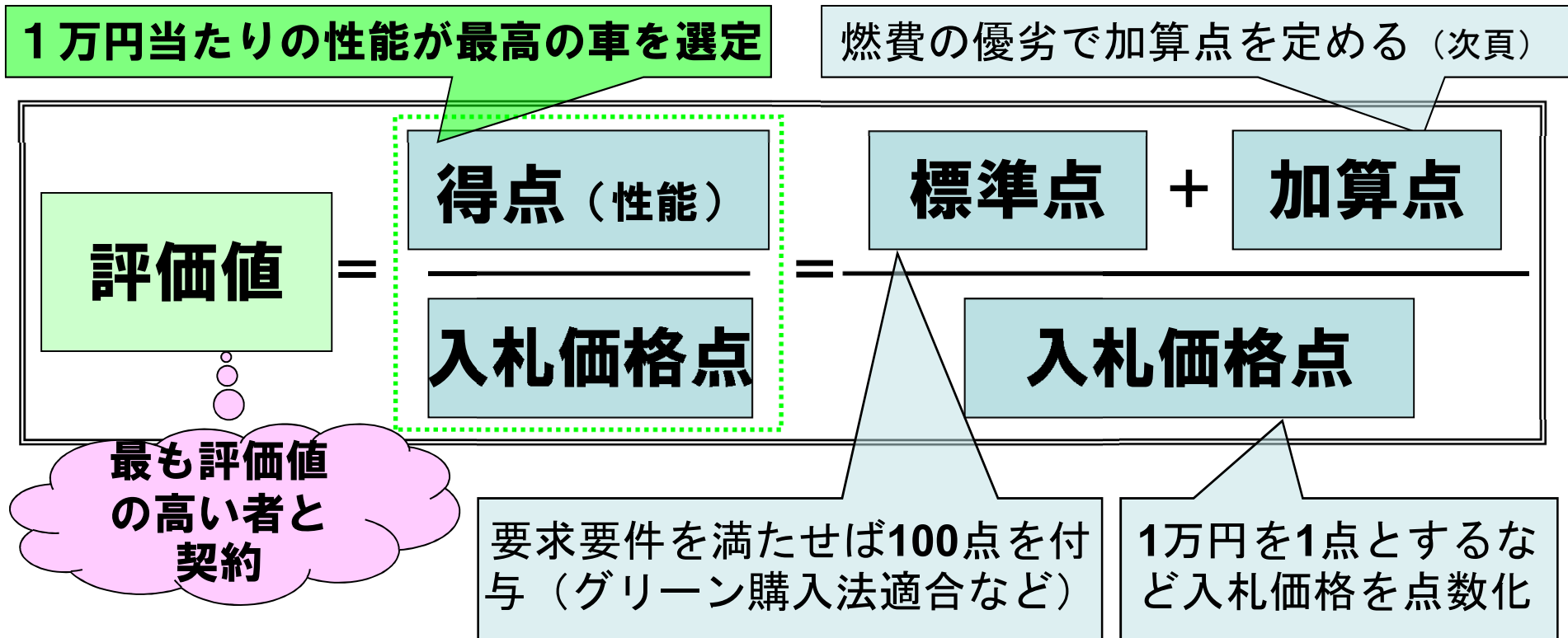
もっとも費用対効果の高い者
= 傾きの大きいものと契約



自動車の購入等に係る契約【評価算定式】(p.34他)

総合評価落札方式の算定式

(式1・2)



総合評価落札方式の算定式

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}} \quad (\text{式4})$$

$$\text{燃費基準値} = \text{グリーン購入法における車両重量区分ごとの燃費基準値} \\ (\text{グリーン購入法の特定調達品目に該当する場合})$$

2,000ccクラスのセダンの場合 : 20.3km/ℓ (JC08モード燃費)

1,300ccクラスの2BOXの場合 : 23.4km/ℓ (JC08モード燃費)

$$\text{燃費目標値} = \text{対象クラスにおけるもっとも燃費効率が良い自動車の燃費}$$

2,000ccクラスのセダンの場合 : 40.8km/ℓ (JC08モード燃費)

1,300ccクラスの2BOXの場合 : 32.0km/ℓ (JC08モード燃費)

$$\text{加算点の満点} = \left(\frac{\text{燃費目標値}}{\text{燃費基準値}} - 1 \right) \times 50$$

燃費基準値に対する燃費目標値の改善割合に応じて設定
(加算点の満点は50点を上限)

自動車の購入に係る契約【2,000ccセダンの例】(p.36)

2000cc
クラス
セダンの
場合

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

$$50 \text{ (点)} = 50 \text{ (点)} \times \frac{40.8 \text{ (km/ℓ)} - 20.3 \text{ (km/ℓ)}}{40.8 \text{ (km/ℓ)} - 20.3 \text{ (km/ℓ)}} \quad \text{【A車の場合】}$$

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{価格点}}$$

$$0.725 = \frac{100 + 50 \text{ (点)}}{207 \text{ (点)}}$$

車両重量
1,196kg以上
1,311kg未満

燃費基準値の20.3km/ℓに対して
101%の燃費向上のため
加算点は50点上限 (50 × 1.01)
20%向上の場合は10点 (50 × 0.2)

| 車名 | 燃費 (km/ℓ) | 価格点 (1点/万円) | 得点 | 評価値 | 順位 |
|----|--------------|----------------|-------|--------|----|
| A | 40.8 | 207 | 150.0 | 0.725 | 1 |
| B | 20.3 | 177 | 100.0 | 0.5650 | 4 |
| C | 21.5 | 182 | 102.9 | 0.5654 | 3 |
| D | 28.2 | 198 | 119.3 | 0.603 | 2 |
| E | 21.0 | 181 | 101.7 | 0.562 | 5 |

最低価格

自動車の賃貸借に係る契約【評価値算定例】

賃貸借の場合の評価の考え方 (p.47)

- 購入の評価方式と同様の総合評価落札方式を適用
- 賃貸借の契約期間（供用期間）の長短に応じて加算点の満点を変更
 - ➡ 購入で供用期間7年間で加算点の満点を50点に設定した場合、賃貸借の契約期間に応じて満点を変更
 - ➡ 3年の場合3/7、5年の場合5/7を乗ずる
- 評価に当たって環境性能がほとんど寄与しない場合は、必ずしも総合評価落札方式を適用しない
 - 例 契約期間が3年未満であって、かつ仕様を満たす車種間の燃費の差が小さく、加算点の満点が低い場合

注：概ね1年に満たない短期間の賃貸借（いわゆる「レンタカー」を含む。）及び再リース契約については環境配慮契約の締結実績として集計は不要

自動車の購入等に係る契約【その他留意点】

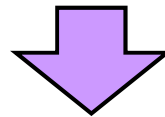
燃費基準を満たした車両が存在しない場合等 (p.52)

- 行政事務の遂行に当たり、グリーン購入法に定める燃費基準を満たし、目的に合致する適当な車種がない場合
- 貨物車、重量車等の一部の車種において燃費基準を満たす車両が存在しない場合 等
 - ➡ グリーン購入法の判断の基準によらず調達可能
 - ➡ 発注者において具体的な発注要件を設定し、価格面だけでなく燃費性能においても競争性の確保に留意した上で、総合評価落札方式の適否を判断
 - ➡ 総合評価落札方式を実施する場合は、仕様書等に示した最低限の燃費値を燃費基準値として設定し、評価

自動車の購入等に係る契約【その他留意点】

燃費試験法及び表示方法の移行 (p.52)

- 省エネ法に基づく乗用車等の燃費試験方法は平成28年10月から従来のJC08モードに加え、WLTCモードによる試験が開始
- 平成30年10月からWLTCモードに切り替わっており、カタログ等の燃費表示も切替（平成29年7月から適用済）
 - ➔ 省エネ法の目標年度の平成2020年度における燃費目標値はJC08モードで設定
 - ➔ 目標年度まではJC08モードとWLTCモードが併存



燃費試験方法及び燃費移行期間における対応方針

自動車の購入等に係る契約【その他留意点】

燃費試験方法及び燃費移行期間における対応方針

移行期間において乗用車等の環境配慮契約を実施する場合の原則は以下のとおり。

1. 評価する全ての自動車がWLTCモードによる燃費表示を行っている場合（**JC08モードによる燃費表示**をともに行っている場合を含む。）であって、かつ、比較する全ての自動車のWLTC燃費値が当該自動車の車両重量区分の「燃費基準値」を満たす場合は、WLTC燃費値により評価するものとする
2. 上記1以外の場合は、**JC08燃費値を優先**するものとする（**WLTC燃費値のみ表示している車両に限ってWLTC燃費値により評価**）

【参考】WLTCモードによる燃費表示

現在の表示(JC08モード)

JC08モード <カタログイメージ>

燃料消費率※1(国土交通省審査値)

21.4km/L



※1 燃料消費率は定められた試験条件での値です。お客様の使用環境(気象、渋滞等)や運転方法(急発進、エアコン使用等)に応じて燃料消費率は異なります。

導入後(WLTCモード)

WLTCモード※2 <カタログイメージ>

燃料消費率※1(国土交通省審査値)

20.4km/L
市街地モード※2 : 15.2km/L
郊外モード※2 : 21.4km/L
高速道路モード※2 : 23.2km/L



※1 燃料消費率は定められた試験条件での値です。お客様の使用環境(気象、渋滞等)や運転方法(急発進、エアコン使用等)に応じて燃料消費率は異なります。

※2 WLTCモード:市街地、郊外、高速道路の各走行モードを平均的な使用時間配分で構成した国際的な走行モード。

市街地モード:信号や渋滞等の影響を受ける比較的低速な走行を想定。

郊外モード:信号や渋滞等の影響をあまり受けない走行を想定。

高速道路モード:高速道路等での走行を想定。

<諸元表イメージ>

| | |
|--------------------------------|----------|
| 型式 | ABC-DEFG |
| ... | ... |
| 燃料消費率※1(国土交通省審査値) JC08モード km/L | 21.4 |

<諸元表イメージ>

| | |
|----------------------------------|----------|
| 型式 | ABC-DEFG |
| ... | ... |
| 燃料消費率※1(国土交通省審査値) WLTCモード※2 km/L | 20.4 |
| 市街地モード(WLTC-L)※2 km/L | 15.2 |
| 郊外モード(WLTC-M)※2 km/L | 21.4 |
| 高速道路モード(WLTC-H)※2 km/L | 23.2 |

資料：総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会自動車判断基準ワーキンググループ・交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会自動車燃費基準小委員会合同会議とりまとめ（燃費表示方法）

【参考】燃費基準値・燃費目標値設定の考え方

1. グリーン購入法の特定調達品目に該当する場合で、複数の重量区分にまたがる仕様により調達する場合
 - ➡ 当該車両（提案された自動車）の重量区分に対応する数値を分子の燃費基準値に、もっとも燃費改善割合の優れた重量区分に対応する数値を分母の燃費基準値及び燃費目標値に、それぞれ使用する
2. グリーン購入法の燃費基準がない場合（大型特殊自動車、小型特殊自動車及び二輪自動車）
 - ➡ 仕様を満たす自動車として市場に存在する自動車のうち、最も燃費の劣る自動車の燃費値又は仕様書等に示した最低限の燃費値を燃費基準値として、最も燃費の優れた自動車の数値を燃費目標値としてそれぞれ使用する

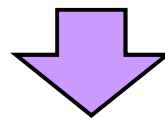
【参考】 予定価格の作成に係る考え方

1. 一般に環境性能が高いほど車両価格も高くなるため、予定価格の定め方によっては、環境性能が高い自動車に係る入札価格が予定価格を上回る場合も懸念される
2. 環境性能が高い自動車が、予定価格を上回るという理由から落札されないのは、環境配慮契約法の制度趣旨に反する
 - ➡ 自動車の調達において総合評価落札方式を行う場合の予定価格は、仕様を満たす自動車のうち、最も環境性能が高い自動車の市場価格（交換購入契約を行う場合には国等が引き渡す車両との差額）を予定価格とするのが適当

【参考】学識経験者の意見聴取【総合評価落札方式】

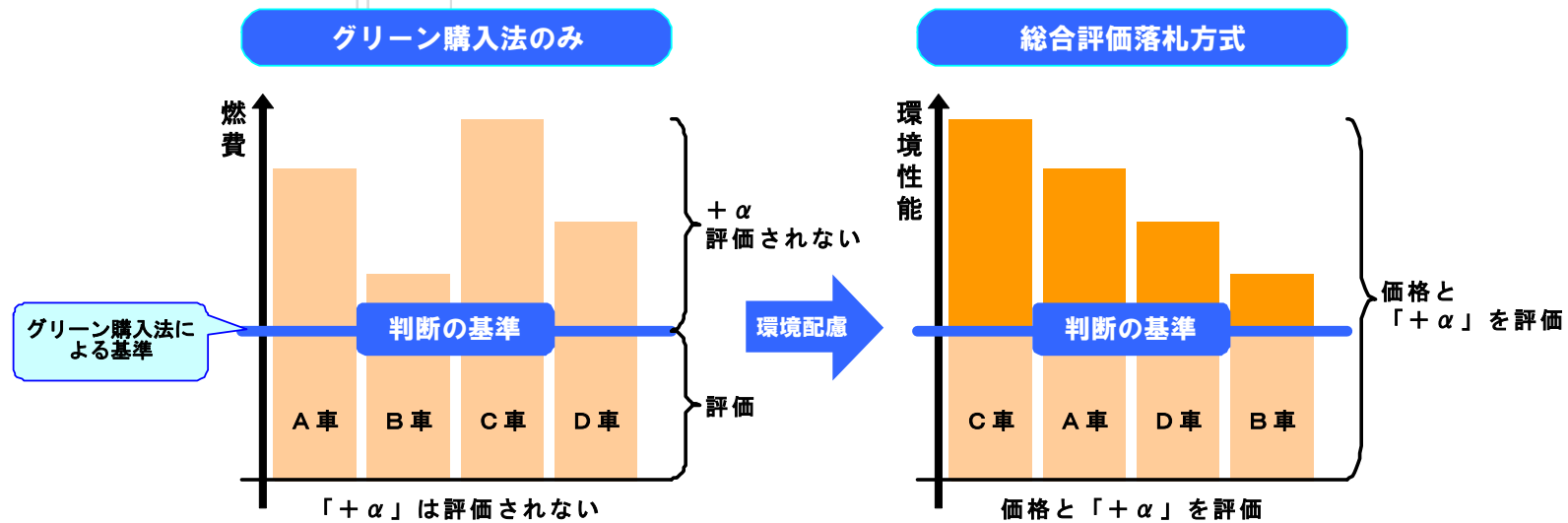
＜**地方公共団体**が総合評価落札方式を導入する場合、
学識経験者の意見を聴く必要がある＞

- 総合評価競争入札を行おうとする場合
 - 落札者決定基準を定めようとする場合（場合により、総合評価競争入札において落札者を決定しようとする場合）
- ➡ あらかじめ、学識経験者2人以上の意見を聴く義務
（**地方自治法施行令第167条の10の2第4項等**）

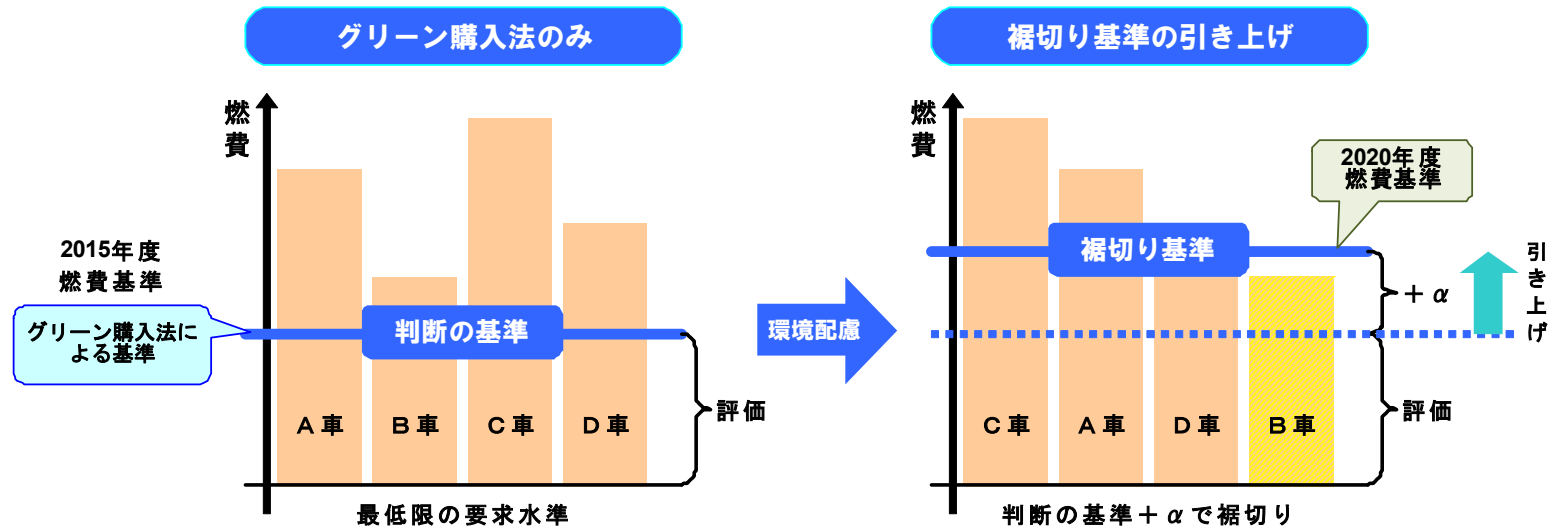


総合評価落札方式に限らない段階的な環境配慮

【参考】環境配慮の段階的推進【簡素化・簡略化方式】



通常的环境配慮契約（総合評価落札方式）による調達



総合評価落札方式によらない簡素化・簡略化した調達（裾切り基準の引き上げ等）

2. 船舶の調達に係る契約

船舶の調達に係る契約【基本的考え方】(p.63)

基本的考え方

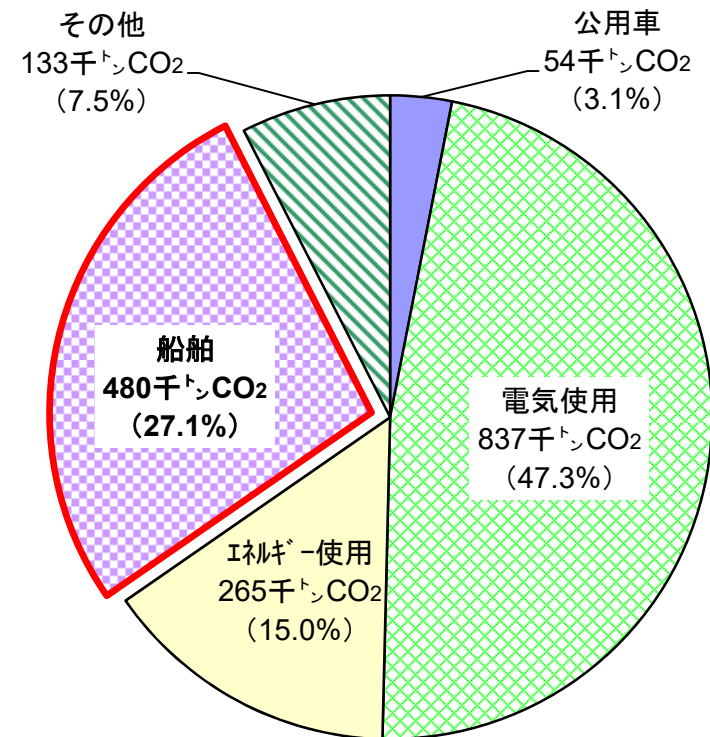
- 船舶の設計を発注する場合は、当該船舶に求められる要件に加え、**環境配慮に関しても調達者の要求を満たした船舶設計が期待される設計事業者を選定**
- **推進機関の燃料消費率等**が小型船舶の調達に当たっての要件（推進機関のみの調達を含む）
- 要求性能は**行政目的等が達成**できるよう適切に設定

環境配慮契約の適用が困難な場合にあっても、可能な限り基本方針の基本的な考え方にに基づき、環境配慮契約の実現に向けた検討をすることが適切

船舶の調達に係る契約【背景と意義】(p.62)

環境配慮契約の必要性と意義

- IMO（国際海事機関）において国際海運の温室効果ガス排出削減対策として技術的手法の船舶の燃費規制強化及び燃費報告制度の導入、経済的手法の導入を検討中
- 船舶分野においても、一層の省エネルギーに向けた取組が進展
- 船舶由来の温室効果ガス排出量は政府全体の排出量の27.1%（平成25年度）
- 船舶は長期に渡って使用されることから、環境配慮契約による長期的な温室効果ガス排出削減が期待



平成25年度政府実行計画
フォローアップ結果より

船舶の調達に係る契約【船舶設計の環境配慮】(p.64)

調達者が基本設計を行う場合

建造計画・基本設計の立案



仕様書の策定



官報公示・仕様書提示



建造に係る契約
(一般競争入札)を締結



落札業者による詳細設計の
立案・建造の開始

要求項目を規定

船型を仮定して配置検討

容積の計算

諸数値の決定

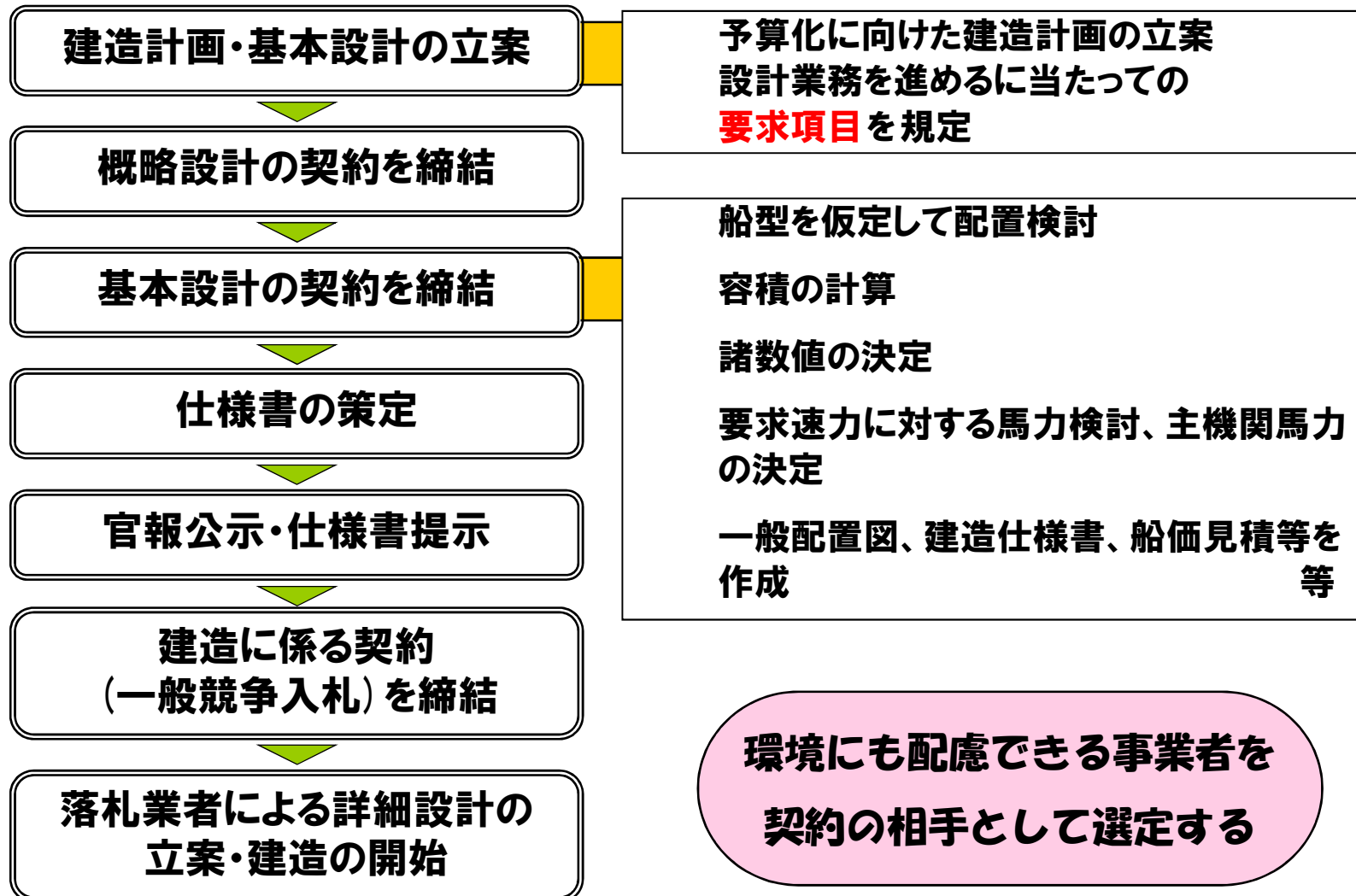
要求速力に対する馬力検討、主機関馬力の決定

一般配置図、建造仕様書、船価見積等
を作成 等

調達者が温室効果ガス等の削減に
配慮することが重要

船舶の調達に係る契約【船舶設計の環境配慮】(p.65)

概略設計・基本設計を事業者が発注する場合



船舶の調達に係る契約【環境配慮型船舶プロポーザル方式】(p.66)

環境配慮型船舶プロポーザル方式

- 船舶の設計発注に当たり、温室効果ガス等の排出削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、総合的にもっとも優れた者を特定するプロポーザル方式

適用範囲

- 船舶の調達に当たり概略設計又は基本設計に関する業務を発注する場合は、原則として、環境配慮型船舶プロポーザル方式を採用
- 当該船舶の用途に照らし温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される船舶、温室効果ガス等の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない場合については適用除外

船舶の調達に係る契約【環境配慮型船舶プロポーザル方式】(p.66)

環境配慮型船舶プロポーザル方式の実施

- 当該船舶の要求事項から設定される技術提案項目のうち、必ず 1つ以上の項目に、温室効果ガス等の排出削減に関する内容を盛り込む

【提案内容の評価例】

- 温室効果ガス等の排出削減について、的確性（与条件との整合等）・独創性（工学的知見に基づく独創的提案等）・実現性（理論的裏付け、説得性等）を考慮して総合的に評価
- 省エネ船型であることを評価
- エネルギー使用合理化事業者支援事業の省エネ評価基準を満足している技術提案である場合に評価

船舶の調達に係る契約【環境配慮型船舶プロポーザル方式】(p.71)

環境配慮型船舶プロポーザル方式の実例

4. 企画提案書記載項目

- (1) 法人の概要等について
- (2) 担当技術職員について
- (3) 企画提案を求める技術的課題について

①計画している××船の概要について

計画船は以下の概要を想定しているが、この可能性及びイメージ。

- ・ 総トン数：約〇〇トン
- ・ 船体材質：鋼

...

②船内騒音振動及び水中雑音を低減させる方策について

...

③維持管理費の低減及び省エネ型の××船とすることについて

- ・ 建造費用に関すること
- ・ 維持管理費(人件費、燃油等運航経費、修繕費等)に関すること

④その他、××船建造にあたって配慮すべき事項

...

船舶の調達に係る契約【小型船舶の調達】(p.68)

推進機関の要件

- 船舶の燃費は推進機関を含め総合的に評価すべき
- 小型船舶においては、推進機関単体の燃料消費率の影響が大きい
 - ➡ 調達に当たって要求水準に燃料消費率等を含める必要

対象とする小型船舶

- 総トン数20トン未満（船舶安全法関連法令）

燃料消費率等

- 船舶の推進機関は窒素酸化物削減対策が先行
- CO₂削減とNO_x削減はトレードオフ
 - ➡ 推進機関の燃料消費率に加え、NO_x等の排出量の基準が必要

船舶の調達に係る契約【小型船舶の調達】(p.68)

燃料消費率等の基準の設定

- 統一した水準がないことから、例えば以下の基準を参考に調達者が設定

| 機関 | 燃料消費率 | 排出ガス |
|---------|---------------------------------|---|
| ディーゼル機関 | 漁船用環境高度二次対応機関認定基準（燃料消費率、排煙濃度） | 海洋汚染防止法 （出力130kW以上） |
| ガソリン機関 | 環境保全型ガソリン船外機関型式認定基準（燃料消費率、排出ガス） | 環境保全型ガソリン船外機関型式認定基準（燃料消費率、排出ガス） マリンエンジン排ガス低減自主規制 |

船舶の調達に係る契約【小型船舶の調達】(p.69)

燃料消費率等の基準の設定（例）

例：ガソリン機関で定格出力が60kW超80kW以下の推進機関を調達する場合

当該船舶の推進機関は、以下の要件を全て満足するものとする

- ガソリン機関であること
- 定格出力が60kWを超え、80kW以下であること
- 定格出力時燃料消費率が380g/kWh以下であること
- 排出ガス（炭化水素及び窒素酸化物の合計）が以下の式により算出した値以下であること（単位：g/kWh）

$$0.2 \times (151 + 557 / P^{0.9}) + 4.80 \quad (P : \text{定格出力 (kW)})$$

3. 省エネルギー改修事業 (ESCO事業) に係る契約

ESCO事業に係る契約【背景と意義】

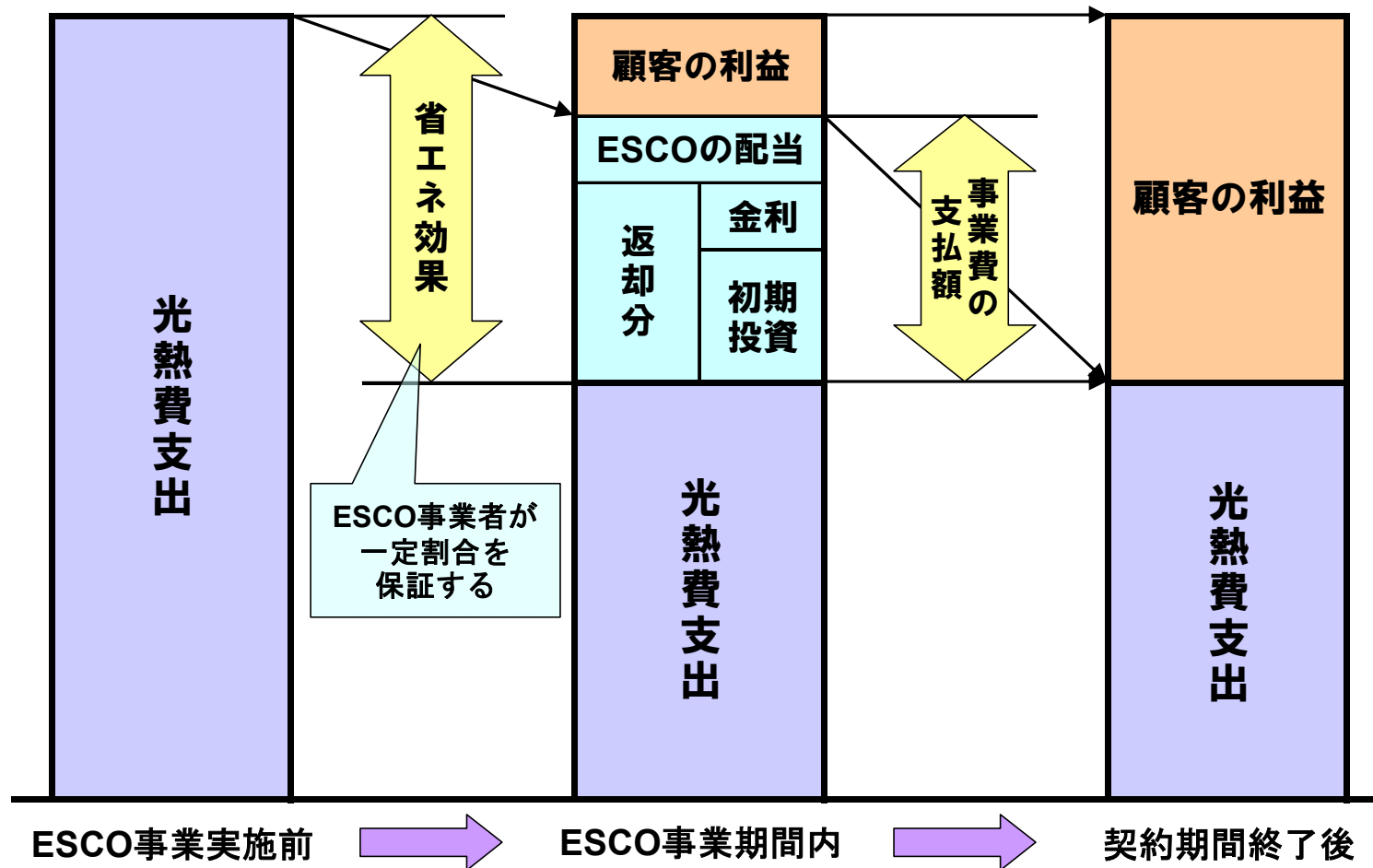
省エネルギー改修事業の必要性と意義 (p.73)

◇省エネルギー改修事業（ESCO事業）

- 事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業（法第5条第2項第3号による定義）
- ESCO事業は、施設管理者が光熱水費等として予定している支出を通常より減らせる省エネルギー推進方法として注目
- 環境配慮契約法第7条の規定により、国のESCO事業の契約に当たっては、10箇年度以内の債務負担が可能

ESCO事業に係る契約

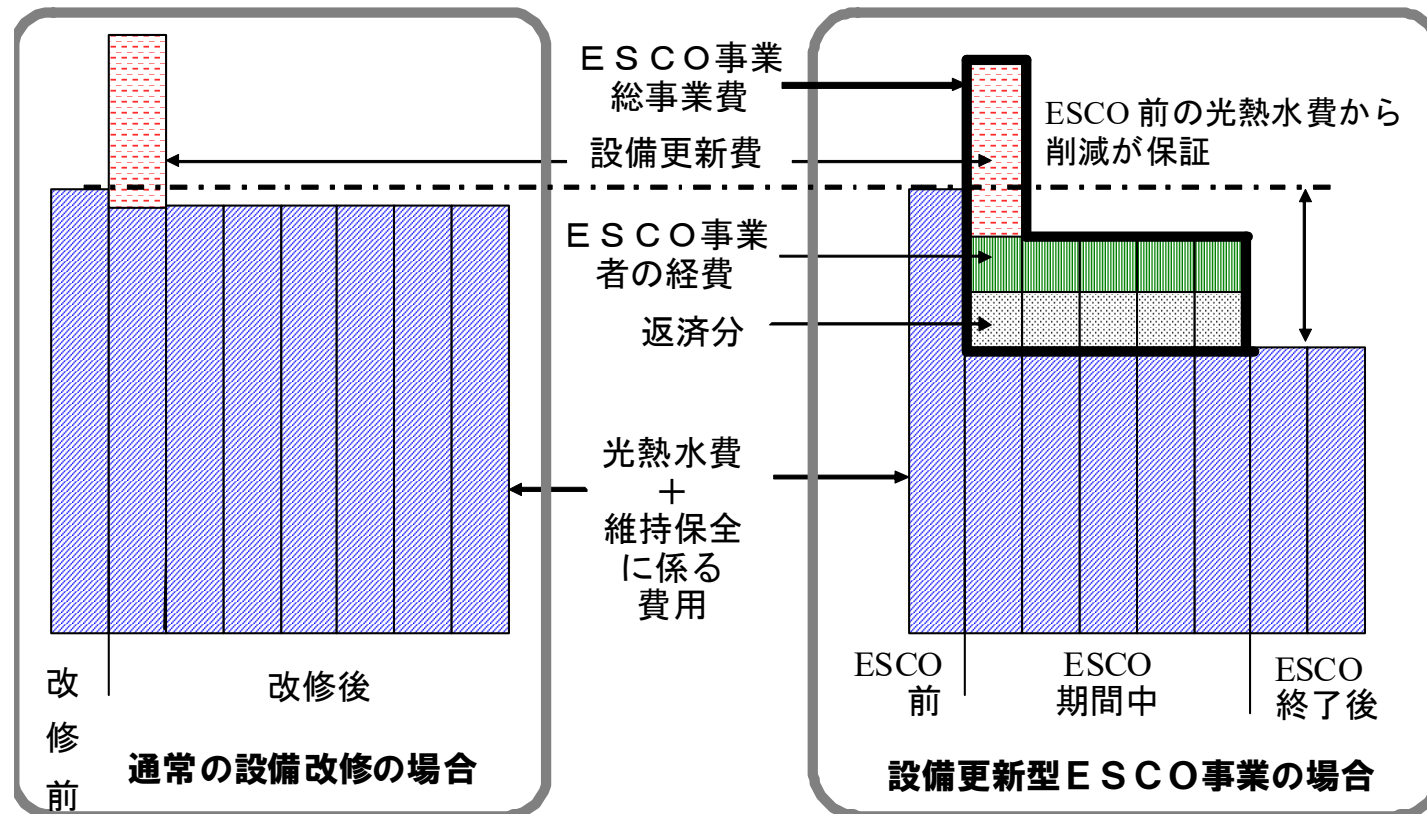
ESCO事業のイメージ (p.74)



ESCO事業に係る契約【背景と意義】

設備更新型ESCO事業の活用 (p.74他)

● 設備更新型ESCO事業の効果的な活用

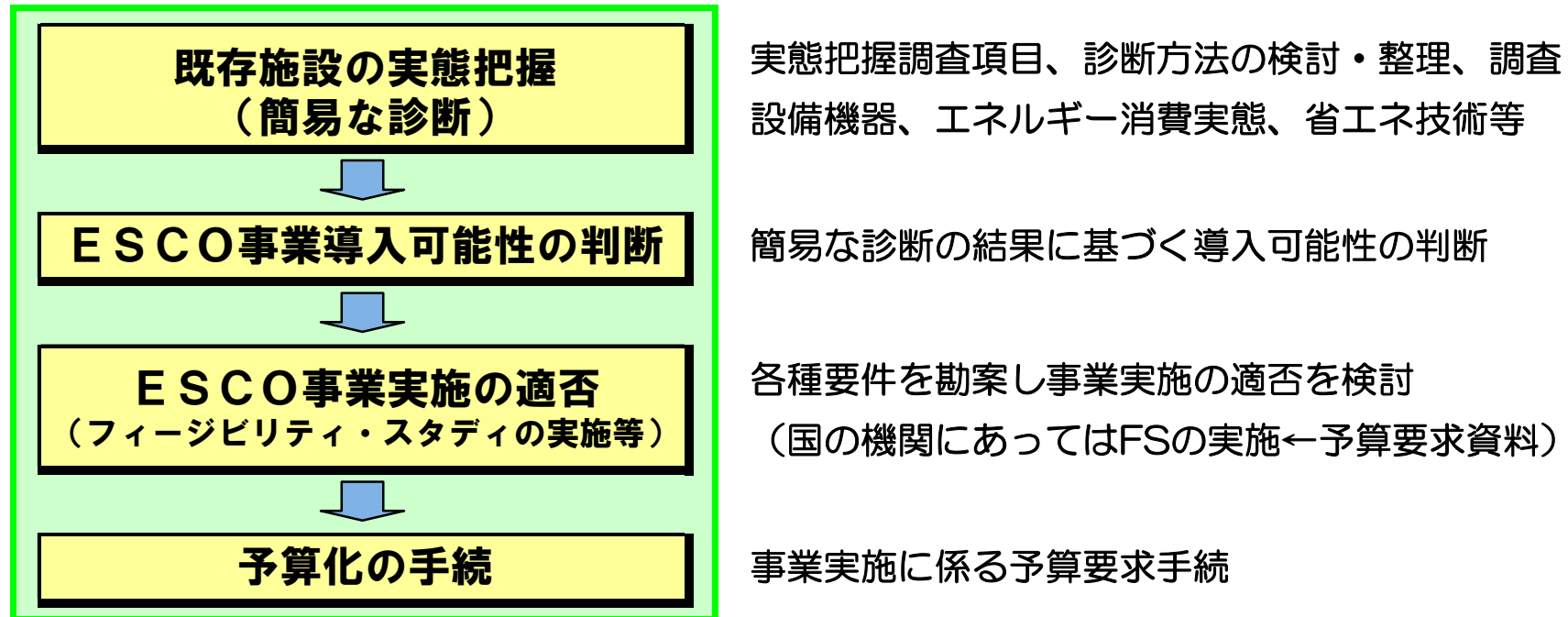


老朽化等により更新を必要としている設備機器がある場合、当該設備の更新を通常の場合のESCO事業に含めて発注する事業

ESCO事業に係る契約【導入計画】

ESCO事業の導入フロー（計画段階）(p.77)

➤ 計画段階において事業全体の詳細な検討が重要



- ESCO事業は長期にわたることから長期的視点に立った当該施設の運用計画
- 周辺の他の公的施設全体の中で当該施設を適切に供用する計画（長期供用計画）の立案が必要

ESCO事業に係る契約【導入計画】

既存施設の実態把握 (p.77)

● 調査項目

- 建物概要、設備概要、施設運用状況、エネルギー・水消費量、設備運転状況、改修履歴、改修計画予定

● 簡易な診断方法

- 設計図書又は完成図に基づく、設備機器の設置状況や過去の改修履歴等、対象施設の現状把握
- エネルギー消費実態分析、エネルギー消費傾向把握
- 省エネルギー効果の高い技術のリストアップ
- 省エネルギー技術に関し、設備機器の現状や運用実態などの把握を目的とした現地調査
- 省エネルギー技術ごとのおおよその費用対効果算出
- ➡ グリーン診断を実施した施設は上記項目を調査済み

ESCO事業に係る契約【導入計画】

ESCO事業導入可能性の判断 (p.78)

- エネルギー多消費施設から優先して導入可能性を検討
 - ➡ 設備機器の更新や改修計画の検討に当たりESCO事業の導入可能性について検討
 - ➡ 導入可能性の判断においてESCO事業の導入効果が低い又は困難であると判断された施設は、一定期間経過後に改めて導入可能性を検討
- 設備更新型ESCO事業の実施可能性の検討
 - ➡ 設備機器の老朽化に伴い通常の設定備改修等を実施する必要がある場合に、設備更新型ESCO事業の実施可能性を検討
- バルク方式の採用可能性の検討
 - ➡ 周辺の複数の施設における設備等の更新時期等の整合性を踏まえ、必要に応じ、一括してESCO事業の発注を行う方式（バルク方式）の採用可能性を検討

ESCO事業に係る契約【導入計画】

ESCO事業導入可能性の判断 (p.78)

(1) 導入可能性の検討

ESCO事業は光熱水費削減額等により事業費を賄うことから、事業の成立のためには、一定以上のエネルギー削減余地が見込まれることが必要。国の機関は、**以下の条件をともに満たす施設**を対象に他の改修計画等との整合性を考慮の上、導入可能性を検討

■ 一次エネルギー消費量（換算値）

● 2,000MJ/m²・年以上（従来型ESCO事業の場合）

● 1,500MJ/m²・年以上（設備更新型ESCO事業の場合）

■ 年間光熱水費額

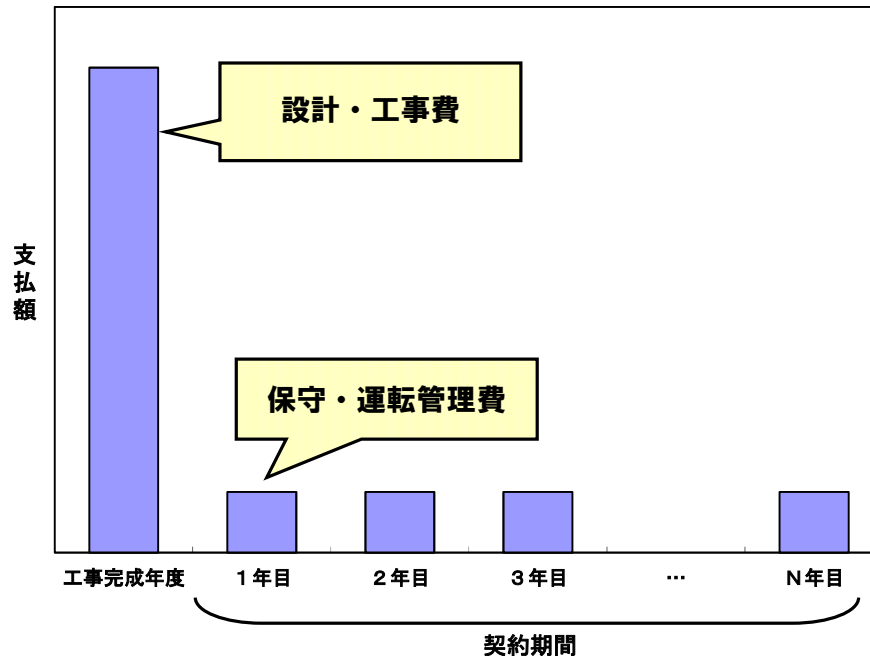
● 5,000万円以上/施設

※ 上記の条件は判断に当たっての目安。主要設備機器の更新時期やエネルギー使用実態等の施設の特性を踏まえ、導入可能性を検討

※ 独立行政法人、国立大学法人等、地方公共団体等においても、施設のエネルギー削減余地について適切に判断し、導入可能性を検討

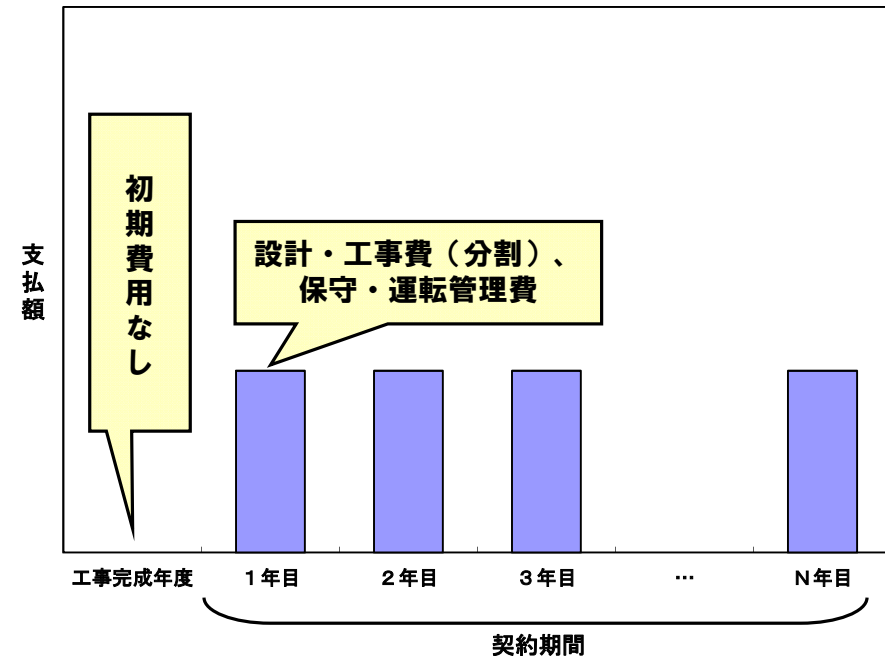
ESCO事業に係る契約【導入時の契約方法】

ギャランティード・セイ빙ス契約



- ・ 初期投資（設計・施工）分は改修工事の完成後に支払われる（ただし、前払い金が設定される場合もある）
- ・ 発注者はESCO事業者と光熱費等の削減保証を行うためのパフォーマンス契約を結ぶ
- ・ 初期投資年度の予算支出が突出する

シェアード・セイ빙ス契約



- ・ ESCO事業者が初期投資を含め必要な資金調達を行い、発注者からの支払いは事業期間に分割で行われる
- ・ 発注者はESCO事業者と光熱費等の削減保証を行うためのパフォーマンス契約を結ぶ
- ・ 契約期間内で予算支出の平準化が可能である

ESCO事業の実施事例（名古屋大学附属図書館）

名古屋大学附属図書館ESCO事業



■事業概要

- ・延床面積：15,577㎡
- ・契約形態：シェアードセイビングス契約
- ・事業期間：15年（2009年4月より開始予定）
- ・省エネルギー率： 10.3%
- ・二酸化炭素削減率： 9.9%
- ・支援策：先導的負荷平準化機器導入普及モデル事業（資源エネルギー庁）

■省エネルギー手法

| | |
|----------------|--|
| 1. 熱源設備の高効率化 | 高効率モジュール型空冷ヒートポンプチラーを導入 負荷に応じた台数制御 |
| 2. 空調機更新 | 劣化診断による空調機の更新(2台) ファンモータの高効率化 |
| 3. 空調機の外気風量調整 | 空調機のダンパー調整による外気導入風量の最適化 |
| 4. 空調機とファン連動解除 | 地下書庫エリアの環境改善 デリバントファンと空調機の連動回路の取外し 除湿器の運転見直し |

空調機AC-4の内部



ESCO事業の実施事例（名古屋大学医学部附属病院病棟等）

名古屋大学医学部附属病院病棟等ESCO事業

— 国内初の管理運用型ESCO事業によりCO₂を7,090t/年削減 —



■ 施設概要 (鶴舞キャンパス全体)

- ・敷地面積： 89,137m²
- ・延床面積： 206,786m²
- ・病床数： 1,035床

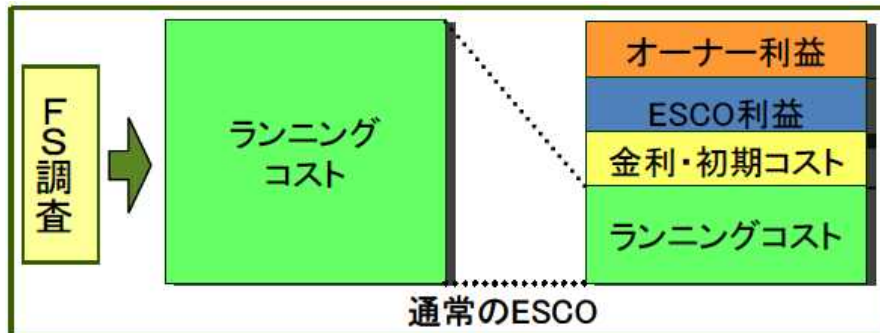
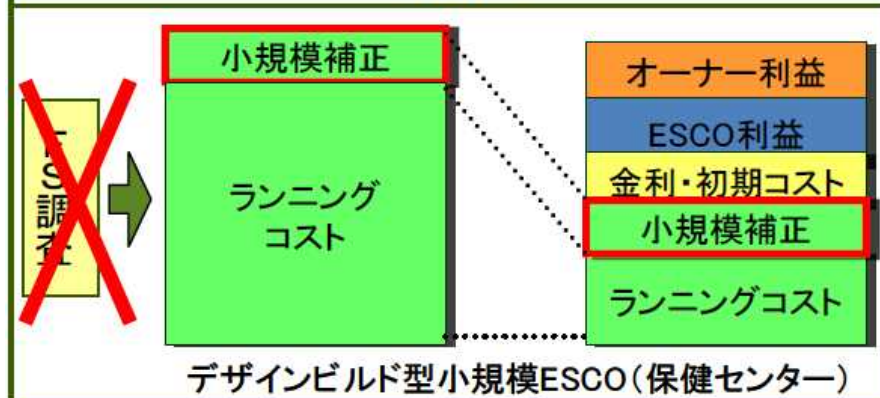
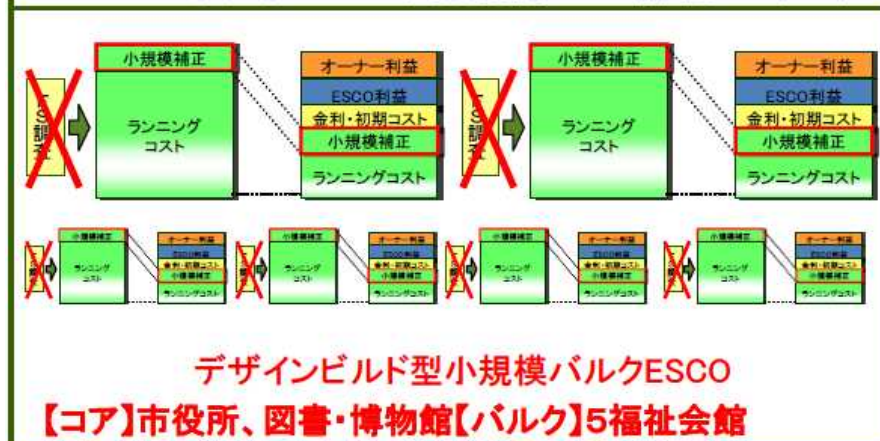
■ 事業概要

- ・契約形態：シェアードセイビングス契約
- ・事業期間：9年（2010年4月より開始）
- ・省エネルギー率： 20.6%
- ・二酸化炭素削減率： 21.0%
- ・支援事業：住宅・建築物省CO₂推進事業（国土交通省）

■ 省エネルギー手法

| | |
|-------------------|--|
| 1. 冷却排熱回収システムの導入 | 冷却排熱を空調温水・給湯1次加温に利用することで 大気への放熱を0 とし、エネルギー削減を図る。 |
| 2. 高効率熱源設備の導入 | 高効率水冷インバータスクルーチラー、高効率モジュール型空冷ヒートポンプチラーおよび高効率貫流ボイラを導入し、 負荷に応じた台数制御 を行なうことで、エネルギー削減を図る。 |
| 3. ポンプ類インバータ制御の導入 | 冷水・温水1次ポンプおよび2次ポンプをインバータ制御し、 搬送動力を低減 することで、エネルギー削減を図る。 |
| 4. 建築的省エネ手法の導入 | パッシブリスミング空調 、 自動自然換気窓 および 熱線遮熱フィルム を導入することで、省エネルギーを図る。 |

ESCO事業の実施事例 (流山市のESCO事業)

| | |
|---|--|
|  <p>通常のESCO</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・イニシャルコストをかけず設備改修・更新 ・機器所有リスク移転(契約期間内の保守管理不要) ・契約期間内の光熱水費(CO2)削減を保証 (保健センターで▲1,700千円/年) |
|  <p>デザインビルド型小規模ESCO(保健センター)</p> | <p>通常ESCOのメリットに加え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FS調査のコスト削減(▲1,000千円) ・小規模施設でのESCO実施 (保健センター2,310㎡) ・専門知識が不要 ・期間の短縮化 ・提案者と協議しながらスキーム構築 |
|  <p>デザインビルド型小規模バルクESCO 【コア】市役所、図書・博物館【バルク】5福祉会館</p> | <p>DB型小規模ESCOのメリットに加え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FS調査のコスト削減(▲1,000千円×施設数) ・小規模施設(1,000㎡以下)にも補助金活用 (環境省1/2、NEDO1/3など) ・リスク分散による事業リスク低減 ・工事のバンドリングによる上乗せ額削減 ・手続きの一括化による事務量削減 |

ESCO導入事例集（平成27年3月）

ESCO事業実施に有効な情報の共有を図る

ESCO 導入事例集

平成 27 年 3 月

環 境 省

第1章 ESCO事業の概要

- ESCO事業とは
- ESCO事業の導入可能性
- 契約方式等

第2章 ESCO事業の導入事例

- 導入事例
- 導入施設の概要
- ESCO事業の概要
- 導入事例（個表）

第3章 ESCO事業の実施例

- 準備段階
- 入札契約手続き
- 設計施工段階
- 運用段階
- 契約終了段階
- ESCO事業の課題

<http://www.env.go.jp/policy/ga/ESCOjireusyu.pdf>

4. 建築物の設計に係る契約

建築物の設計に係る契約【背景と意義】

建築設計の契約における環境配慮の必要性と意義 (p.124)

- 建築物は、設計者が発注者の意図を把握し、様々な要求事項のバランスをとり作成した設計図によって単品生産される
- 建築物は何十年の長期に供用されるため、設計段階における環境配慮が不十分な場合、その負の影響も長期にわたる

建築設計におけるプロポーザル方式の意義 (p.132)

- 建築物の質や経済性等は設計者によって大きく左右される
- 公共施設は国民共有の財産として質の高さが求められる
- 設計料の多寡ではなく、設計者の技術力等を審査の上、業務に最も適した設計者を選定することが極めて重要

建築物の設計に係る契約【優れた環境配慮設計の推奨】

環境配慮型プロポーザル方式について

(1) 趣旨 (p.131)

- 建築物に要求される性能は、環境保全性、安全性、機能性、経済性など広範多岐
- 広範多岐な要求性能の中で、環境と高度に調和のとれた設計を行う高い技術力が必要
 - ▶ **温室効果ガス等の排出削減**に関する内容を一つ以上盛り込んだ技術提案を求めることが適切
- 設計の初期段階から意匠・構造・設備等からなる設計チームのバランスが取れた環境配慮に対する提案・検討がなされ、実現されていくことが重要
 - ▶ **建築物の設計においては**、設計者や設計組織の持つ創造力や確かな技術力等の経験の蓄積に基づく専門家としての豊かなノウハウを評価するためプロポーザル方式の採用が適切



プロポーザル方式に準じた「環境配慮型プロポーザル方式」を採用

建築物の設計に係る契約【優れた環境配慮設計の推奨】

環境配慮型プロポーザル方式について

(2) 適用範囲 (p.131)

- 建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務の発注
 - ➡ 原則として環境配慮型プロポーザル方式を採用

例外：事業の目的に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される事業、温室効果ガス等の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない事業等

※極めて高度な特定の機能に対する要求性能が温室効果ガス等の排出削減に優先する事業、設計業務発注前に多くの項目について意思決定がなされ優先されるべき事項が決定している事業、宿舎等で一連の施設群に対し最初の設計を基に連続的に設計を行う事業、及び特段の事情により採択できない理由を事前に公表している事業

- ➡ 環境配慮型プロポーザル方式の適用を除外

(注) 実施設計のみを外注する場合で「設計上の工夫の余地がほとんどない」と整理できる場合、一般競争入札でも可

建築物の設計に係る契約【背景と意義】

建築物に係る契約における環境配慮の必要性と意義 (p.124)

- 国等の機関の建築物の建築又は大規模な改修に係る設計を委託する場合、2段階の環境配慮を求める

① 要求環境保全性能の規定（ボトムアップ）

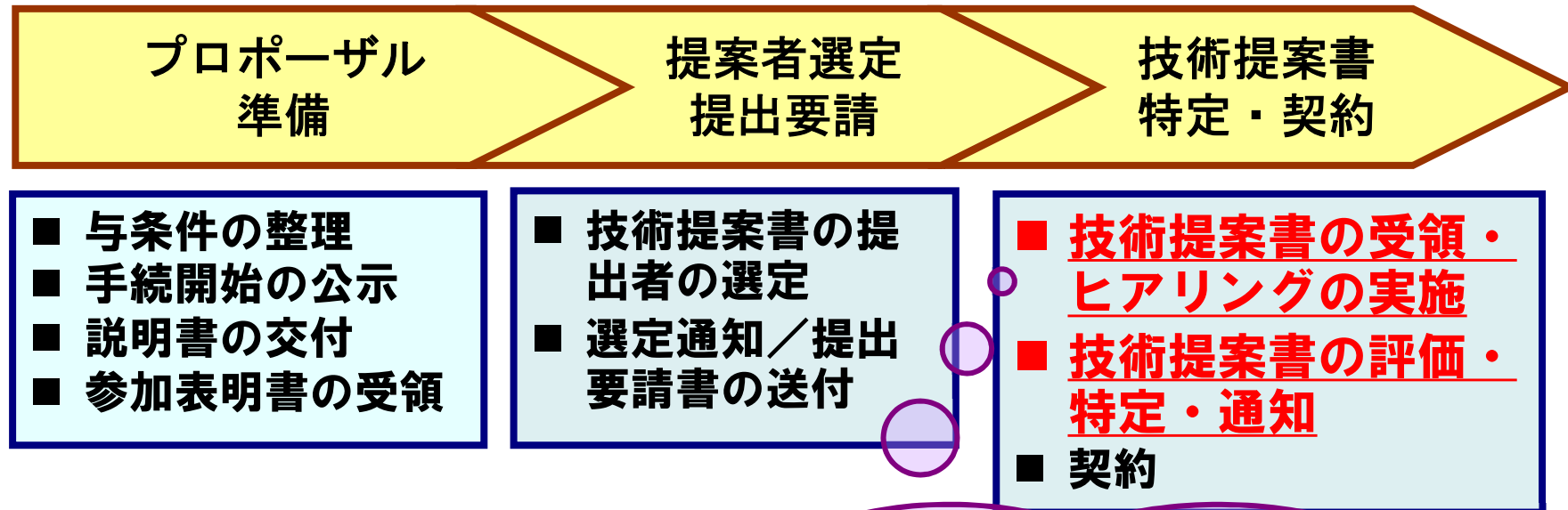
- ➡ すべての設計業務を発注する際に環境保全性能を求めることにより、すべての建築物の環境保全性能を一定の水準まで向上させる

② 優れた環境配慮設計の推奨（レベルアップ）

- ➡ 環境配慮型プロポーザル方式の導入により、環境保全に対し優れた創造性、技術力、経験等を有する設計者を選定し、優れた手法を発掘し、建築物の環境保全性能を向上させる

建築物の設計に係る契約【プロポーザル方式】

設計者選定手続の流れと環境配慮のタイミング



- 「要求環境保全性能」を契約図書に明記し、最低限必要とする環境保全性能を確保
- 環境配慮に関する項目を含む技術提案を求め、優れた技術提案を行った者を特定する「環境配慮型プロポーザル方式」を採用し、技術提案内容を設計成果に可能な限り反映

建築物の設計に係る契約【要求環境保全性能】

官庁施設の環境保全性基準 (p.128)

- 建築物の環境保全性能に関する規定
 - ➡ 官庁施設の環境保全性基準

● 環境保全性に係る性能

■ 環境負荷低減性

- 長寿命、適正使用・適正処理、エコマテリアル、省エネルギー・省資源

■ 周辺環境保全性

- 地域生態系保全、周辺環境配慮

建築物の設計に係る契約【要求環境保全性能】

官庁施設の環境保全性基準 (p.128)

■ 環境保全性の水準

1. 建築環境総合性能評価システム（CASBEE）

- ① 延べ面積が2,000㎡以上の新築の事務庁舎
 - ➡ 建築物の環境効率（BEE値）が1.5以上
- ② ①以外
 - ➡ 建築物の環境効率（BEE値）が1.0以上

2. 省エネ法に基づく「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」に示す建築主等の判断の基準

- ① 延べ面積が2,000㎡以上の新築の事務庁舎
 - ➡ 「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」に示す建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準を適用
- ② ①以外
 - ➡ 「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」に示す建築主等の判断の基準

建築物の設計に係る契約【要求環境保全性能】

官庁施設の環境保全性基準 (p.128)

■ 環境保全性の水準

3. その他

- ▶ 運用段階におけるエネルギー消費量（運用エネルギー）及びそれに伴う二酸化炭素排出量（運用CO₂）、ライフサイクル二酸化炭素排出量（LCCO₂）、ライフサイクル廃棄物最終処分量（LCW）、ライフサイクル資源投入量（LCR）を算出する方法、その他の方法により確認する場合は、1及び2を考慮した水準を設定
- 「官庁施設の環境保全性基準」を設計業務を実施する際の適用基準として設計仕様書に明記することにより、最低限必要とする環境保全性能を確保
- さらなる環境保全性能を求める場合は、環境保全性の水準を設計仕様書に特記する

「CASBEEのBEE値○以上」であること 等

建築物の設計に係る契約【設計者選定手続】

選定通知／提出要請書の送付 (p.140)

- 技術提案のテーマ設定に当たっては、温室効果ガス等の排出削減に関する内容（自然エネルギー等の積極的な利用を含む。）を含める

■ 技術提案のテーマ設定例

- 施設の機能・品質を確保した上で二酸化炭素排出量を削減するための設計上の配慮事項について
- 地域性を考慮した環境負荷の抑制と自然エネルギーの活用に関する設計上の配慮事項について
- 本施設に適用すべきLCCO₂削減技術及びそれを決定していく上で考慮すべき要素について
- 本施設の特性を考慮した、効果的な環境負荷低減に関する設計上の提案について（一般的項目の網羅的提示ではなく、気候・敷地・形状・周辺状況等を考慮し、より効果的な方策を示すこと）
- 積雪・寒冷地に立地する施設について、温室効果ガス排出量の削減を行うための気候風土及びコストを踏まえた環境負荷低減方策の提案について

建築物の設計に係る契約【設計者選定手続】

技術提案書の特定・通知 (p.141)

- 技術提案書の評価基準の例（特定テーマ①に環境配慮の技術提案評価）

| 評価項目 | 評価の着目点 | | | | 評価のウェイト | |
|--|------------------|------------------------------|---|---|---------|-----|
| | 判断基準 | | | | 小計 | |
| 資格 | 専門分野の技術者資格 | 各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する | 主任担当技術者 | 建築 | 3 | |
| | | | | 構造 | 2 | |
| 技術力 | 平成8年12月以降の実績（実績） | 平成13年12月以降の経験年数 | <p>・ 資格、技術力、経験年数等に半分程度の配点を与える</p> <p>・ 特定テーマに対する技術提案のひとつ以上に環境配慮に関する項目を設け、評価する</p> | | 1 | 14 |
| | | | | | 5 | 19 |
| | | | | | 3 | |
| | | | 主任担当技術者 | 建築 | 1 | 5 |
| | | | | | 2 | |
| | | | | | 2 | 14 |
| 業務実施方針及び手法 (評価にあたっては技術提案書内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。) | 業務の実施方針 | 特定テーマに対する技術提案 | 業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、特定テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。 | | 7 | 48 |
| | | | ① | 温室効果ガス等の排出削減について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。 | 16 | |
| | | | ② | テーマ②について（後略） | 10 | |
| | | | ③ | テーマ③について（後略） | 10 | |
| 合計 | | | | | | 100 |

建築物の設計に係る契約【環境配慮型プロポーザル方式】

環境保全性能の評価 (p.142)

- 環境配慮型プロポーザル方式を採用した業務にあつては、設計成果に総合的な環境保全性能及びLCCO₂の評価を設計者に求める
 - 国等の施設の評価手法
 - 官庁施設にあつては官庁施設の環境保全性基準
 - 住宅の用途にあつては住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準
 - その他の評価手法
 - 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）

5. 産業廃棄物の処理に係る 契約

産業廃棄物の処理に係る契約【基本的考え方】(p.163)

基本的考え方

- 温室効果ガス等の排出削減への取組、優良認定制度への適合の評価による**裾切り方式**
- 温室効果ガス等の排出削減への取組の評価は、収集運搬から中間処理、最終処分の**各処理過程における温室効果ガス等の排出削減**による各環境質の保全を考慮
- 再生利用や適正な処理の実施に関する能力や実績等の評価は、**優良認定制度への適合状況**を考慮
- **入札条件**は、処理する産業廃棄物の種類や再生資源化の種類等の特性を踏まえ、**調達者において設定**

産業廃棄物の処理に係る契約【必要性と意義】

契約における環境配慮の必要性と意義 (p.161)

- 産業廃棄物の適正処理の推進
 - 不法投棄は撲滅に至らず、不適正処理も多く発生
 - 不法投棄等の行為者、廃棄物処理事業者に対する規制強化とともに、排出事業者の責任の強化
 - 優良産廃処理業者認定制度（平成23年4月施行）
- 温室効果ガス等の排出削減
 - 廃棄物分野から排出される温室効果ガス等の削減
 - 廃棄物の資源としての再生利用の促進



産業廃棄物の処理に係る契約において温室効果ガス等の排出削減、適正処理や再生利用の能力・実績等を考慮した事業者選定が必要

産業廃棄物の処理に係る契約【裾切り方式】(p.163)

裾切り方式

下記の要素についてポイント制で評価し、満点の**6割**
以上の点数を獲得した事業者に入札参加資格を付与

① 環境配慮への取組状況（基本項目のみ）

- 環境/CSR報告書の作成・公表
- 温室効果ガス等の排出削減計画の策定・目標設定・公表
- 従業員に対する研修・教育の実施

② 優良基準への適合状況

- 優良適性（遵法性）
- 事業の透明性
- 環境配慮の取組
- 電子マニフェスト
- 財務体質の健全性



環境配慮契約を実施した場合の入札参加処理業者の割合（平成29年度）

産業廃棄物の処理に係る契約【区分・配点例】(p.166)

産業廃棄物の処理に係る契約における評価区分・配点例

| 評価項目 | 区分（評価）例 | 配点例 |
|-----------------------|-------------------------------------|-----------|
| ① 環境/CSR報告書 | 環境/CSR報告書の作成・公表を実施 | 10 |
| ② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標 | 削減計画策定・目標設定及び公表を実施 | 10 |
| ③ 従業員への研修・教育 | 従業員に対し定期的な研修・教育を実施 | 5 |
| 環境配慮への取組状況（小計） | — | 25 |
| ① 優良適性（遵法性） | 特定不利益処分を5年間受けていないこと | 10 |
| ② 事業の透明性 | インターネットによる情報公開の実施 | 10 |
| ③ 環境配慮の取組 | ISO14001、エコアクション21等環境マネジメントシステム認証取得 | 10 |
| ④ 電子マニフェスト | 電子マニフェストシステムへ加入、利用可能 | 10 |
| ⑤ 財務体質の健全性 | 自己資本比率、経常利益等の財務基準満足 | 10 |
| 優良基準への適合状況（小計） | — | 50 |
| 合 計 | — | 75 |

産業廃棄物の処理に係る契約【優良適性】

優良適性（遵法性）に係る評価 (p.165)

● 優良適性（遵法性）の評価

- 適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力や実績等を評価する観点から、特定不利益処分を過去5年間受けていないことが適合条件
- 新規参入から5年に満たない事業者は0点
- しかしながら、新規参入事業者と特定不利益処分を受けた事業者の評価に明確な差異が必要

➔ **特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者（同処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む）は、本項目の点数を「マイナス『配点の50%』」**

| 事業に参入して5年未満の事業者 | | 事業に参入して5年以上の事業者 | |
|-------------------|----------------|--|--------------------------|
| 特定不利益処分を受けていない事業者 | 特定不利益処分を受けた事業者 | 特定不利益処分を受けていない事業者又は最後に特定不利益処分を受けてから5年以上経過した事業者 | 最後に特定不利益処分を受けてから5年未満の事業者 |
| 0点 | -5点 | 10点 | -5点 |

産業廃棄物の処理に係る契約【財務体質の健全性】

財務体質の健全性に関する評価 (p.165)

- **財務体質の健全性の評価**
 - 直近3年間の自己資本比率及び経常利益金額等について評価
 - 当該期間において税・保険料については滞納していないこと、最終処分業者の場合は維持管理積立金の積立てをしていることが要件
 - 事業に参入した時点から3年に満たない事業者にとって不利な状況
- ➡ **本項目の自己資本比率及び経常利益金額等について「直近3年」を事業参入時点からの経過年数に読み替え**

産業廃棄物の処理に係る契約【基本項目の評価例①】

事業者共通の取組で15点獲得した場合、優良基準への適合状況で30点以上獲得することで入札参加資格（満点の60%=45点）を得る

| 評価項目 | 区分（評価） | 得点 |
|-----------------------|-------------------------------------|-----------|
| ① 環境/CSR報告書 | 環境/CSR報告書の作成・公表を実施 | 0 |
| ② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標 | 削減計画策定・目標設定及び公表を実施 | 10 |
| ③ 従業員への研修・教育 | 従業員に対し定期的な研修・教育を実施 | 5 |
| 環境配慮への取組状況（小計） | — | 15 |
| ① 優良適性（遵法性） | 特定不利益処分を5年間受けていないこと | 10 |
| ② 事業の透明性 | インターネットによる情報公開の実施 | 0 |
| ③ 環境配慮の取組 | ISO14001、エコアクション21等環境マネジメントシステム認証取得 | 0 |
| ④ 電子マニフェスト | 電子マニフェストシステムへ加入、利用可能 | 10 |
| ⑤ 財務体質の健全性 | 自己資本比率、経常利益等の財務基準満足 | 10 |
| 優良基準への適合状況（小計） | — | 30 |
| 合 計 | — | 45 |

産業廃棄物の処理に係る契約【基本項目の評価例②】

評価例①と同様の評価であるが、3年前（5年以内）に特定不利益処分を受けた場合に入札参加資格を得るために必要な得点例

| 評価項目 | 区分（評価） | 得点 |
|-----------------------|-------------------------------------|-----------|
| ① 環境/CSR報告書 | 環境/CSR報告書の作成・公表を実施 | 0 |
| ② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標 | 削減計画策定・目標設定及び公表を実施 | 10 |
| ③ 従業員への研修・教育 | 従業員に対し定期的な研修・教育を実施 | 5 |
| 環境配慮への取組状況（小計） | — | 15 |
| ① 優良適性（遵法性） | 特定不利益処分を5年間受けていないこと | -5 |
| ② 事業の透明性 | インターネットによる情報公開の実施 | 10 |
| ③ 環境配慮の取組 | ISO14001、エコアクション21等環境マネジメントシステム認証取得 | 10 |
| ④ 電子マニフェスト | 電子マニフェストシステムへ加入、利用可能 | 10 |
| ⑤ 財務体質の健全性 | 自己資本比率、経常利益等の財務基準満足 | 10 |
| 優良基準への適合状況（小計） | — | 35 |
| 合 計 | — | 50 |

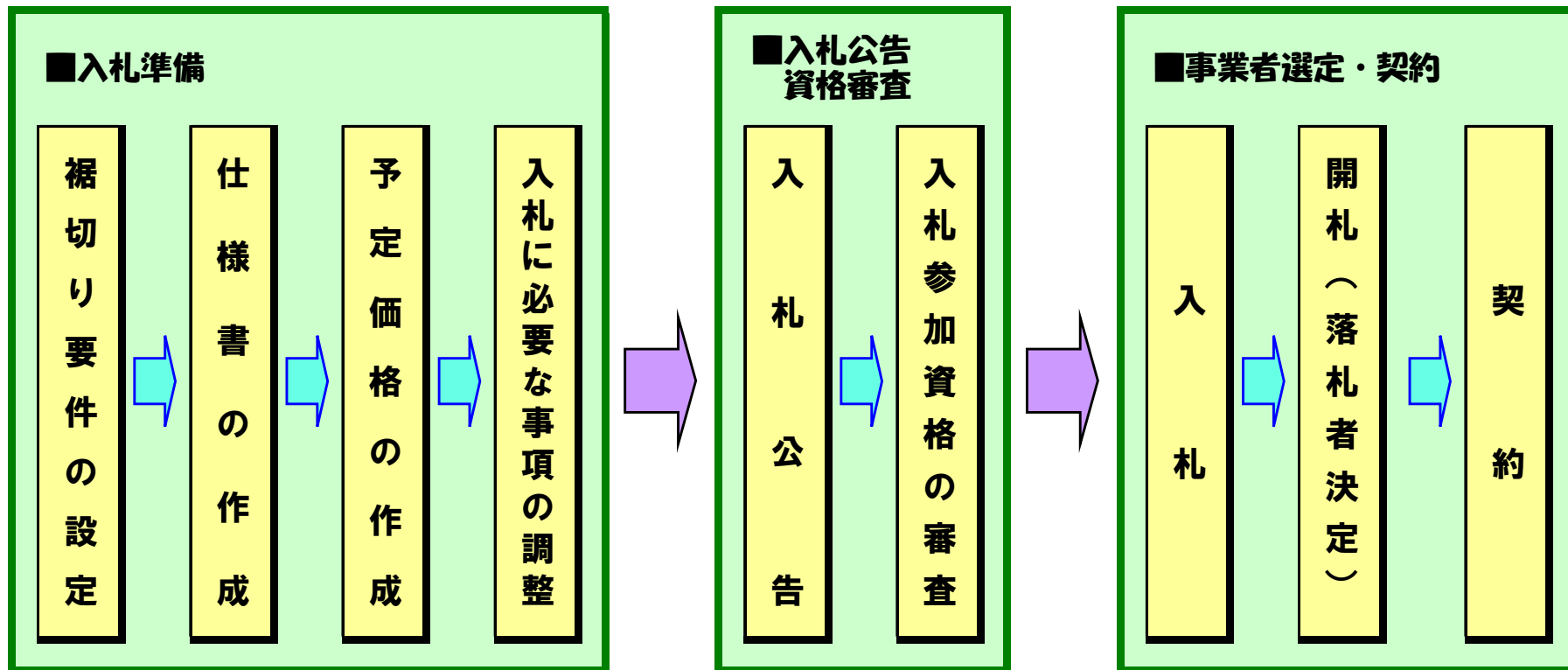
産業廃棄物の処理に係る契約【基本項目の評価例③】

評価例①と同様の評価であるが、産業廃棄物処理事業に新規参入してから3年の事業者が入札参加資格を得るために必要な得点例

| 評価項目 | 区分（評価） | 得点 |
|-----------------------|-------------------------------------|-----------|
| ① 環境/CSR報告書 | 環境/CSR報告書の作成・公表を実施 | 0 |
| ② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標 | 削減計画策定・目標設定及び公表を実施 | 10 |
| ③ 従業員への研修・教育 | 従業員に対し定期的な研修・教育を実施 | 5 |
| 環境配慮への取組状況（小計） | — | 15 |
| ① 優良適性（遵法性） | 特定不利益処分を5年間受けていないこと | 0 |
| ② 事業の透明性 | インターネットによる情報公開の実施 | 0 |
| ③ 環境配慮の取組 | ISO14001、エコアクション21等環境マネジメントシステム認証取得 | 10 |
| ④ 電子マニフェスト | 電子マニフェストシステムへ加入、利用可能 | 10 |
| ⑤ 財務体質の健全性 | 自己資本比率、経常利益等の財務基準満足 | 10 |
| 優良基準への適合状況（小計） | — | 30 |
| 合 計 | — | 45 |

産業廃棄物の処理に係る契約【入札手続】

裾切り方式に係る入札手続 (p.175)



- 入札公告・資格審査の段階の「入札参加資格の審査」は裾切り要件に照らし、入札参加希望者から提出された参加資格に係る書類の審査を実施
- 事業者選定・契約の段階の「入札及び開札（落札者決定）」は裾切り方式による入札参加要件を満たした事業者の中から最低価格落札方式により落札者を決定

環境配慮契約法（グリーン契約）Webサイト

<http://www.env.go.jp/policy/ga/>

(環境省)ホーム>政策分野・行政活動>政策分野一覧>総合環境政策>環境と経済
>環境保全に資する製品の普及促進>グリーン契約(環境配慮契約)について



環境省 Ministry of the Environment

日本語 English Français 한국어 中文

Google カスタム検索

トピックス一覧 新着情報一覧 報道発表一覧 環境Q&A

ホーム 環境省のご案内 政策分野・行政活動 環境基準・法令等 白書・統計・資料 申請・届出・公募 報道・広報



総合環境政策

ホーム > 政策分野・行政活動 > 政策分野一覧 > 総合環境政策 > 環境と経済 > 環境保全に資する製品の普及促進 > グリーン契約(環境配慮契約)について

グリーン契約(環境配慮契約)について

グリーン契約とは?

グリーン契約(環境配慮契約)とは、製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約です。グリーン購入と同様に、グリーン契約は、調達者自身の環境負荷を下げるだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品やサービスの提供を促すことで、経済・社会全体を環境配慮型のものに変えていく可能性を持っています。

■ 環境配慮契約法

グリーン契約を推進するため、環境配慮契約法が制定されました。環境配慮契約法は、国や独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ際に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れた製品やサービス等を提供する者と契約する仕組みを作り、もって、環境保全の技術や知恵が経済的にも報われる、新しい経済社会を構築することを目指すものです。

- 環境配慮契約法(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律) 平成19年法律56号 [PDF 139KB]
- English

■ 環境配慮契約法に基づく基本方針

平成19年12月7日、環境配慮契約法に基づく基本方針(国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排

掲載情報

- 環境配慮契約法
- 環境配慮契約法基本方針
- 環境配慮契約法・ポイントの解説資料
- 検討会の情報
- **よくあるご質問**